

加える。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第七條 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同條第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八條 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第九條 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第四項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「及び資本の額若しくは出資の総額が三千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人若しくは個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

する従業員の数が百人以下の法人若しくは個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同條第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(官公需に関する法律の一部改正)

第十二條 官公需に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(下請中小企業振興法の一部改正)

第十三條 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号ノ三中「千万円」の下に「卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三千万円」を、「五十人」の下に「卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人」を加え、同項第三号及

び第四号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第五号中「千万円」の下に「(酒類卸売業者ニ付テハ三千万円)を、「五十人」の下に「(酒類卸売業者ニ付テハ百人)を加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第七号中「千万円」を「三千万円」(小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ千万円)に、「五千万円」を「一億円」に、「五十人」を「百人」(小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人)に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、卸売業を主たる事業とする事業者については「三千万円」に改め、「五十人」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については百人」を加え、同項第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第五号中「千万円」の下に「(卸売業を主たる事業とする事業者については、三千万円)を、「五十人」の下に「(卸売業を主たる事業とする事業者については、百人)を加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、「一千万円」の下に「(酒類卸売業者については、三千万円)を、「五十人」の下に「(酒類卸売業者については、百人)を加え、同項第七号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第十六條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、卸売業を主たる事業とする事業者については「三千万円」に改め、「五十人」の下に「卸売業を主たる事業とする事業者については百人」を加え、同項第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第四号中「一千万円」の下に「(卸売業を主たる

事業とする事業者については、三千万円)を、「五十人」の下に「(卸売業を主たる事業とする事業者については、百人)を加え、同項第五号中「五千万円」を「一億円」に改め、「二千万円」の下に「(酒類卸売業者については、三千万円)を、「五十人」の下に「(酒類卸売業者については、百人)を加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十七條 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「一億円」を「三億円」に改める。

(国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正)

第十八條 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九條及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に第四條の規定による改正後の中小企業退職金共済法第二條第一項の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加し

ている当該中小企業者については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第七号）附則第二条及び附則別表の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律の施行後」とあるのは、「中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七号）の施行後」と読み替えるものとする。

- 3 この法律の施行の際現に存する商工組合に関する中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項（同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行後一年間は、第十一条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する中小企業等協同組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 第九条の規定の施行前にした行為に対する下請代金支払遅延等防止法の罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

中小企業基本法の制定後における企業規模の拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法その他の中小企業関係法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小小売商業振興法案 中小小売商業振興法

（目的）

第一条 この法律は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小小売商業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人
- 二 企業組合
- 三 協業組合
- （振興指針）
- 第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針（以下「振興指針」という。）を定めなければならない。
- 2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 経営の近代化の目標に関する事項
 - 二 経営管理の合理化に関する事項
 - 三 施設及び設備の近代化に関する事項
 - 四 事業の共同化に関する事項
 - 五 その他中小小売商業の振興のため必要な事項
- 3 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。
- 4 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（高度化事業計画の認定等）

第四条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会（第六條第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店

舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

- 2 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資しようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、それぞれ店舗共同化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗共同化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗の設置の事業
- 二 協業組合 組合の店舗の設置の事業
- 三 他の中小小売商業者と合併しようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して小売業に属する事業を主たる事業として営む会社を設立しようとする中小小売商業者 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗の設置の事業

- 3 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品販売し、かつ、経営に関する指導を行なう事業をいう。以下同じ。）を行なう者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 4 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第一項に規定する事業、第二項各号に定める事業又は前項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容
- 二 高度化事業の実施時期
- 三 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 通商産業大臣は、第二項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る会社の行なう事業を所管する大臣に協議しなければならない。

- 6 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- （資金の確保）
- 第五条 国は、前条第一項から第三項までの規定による認定を受けた高度化事業計画（以下「認定計画」という。）に基づく高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
- （減価償却の特例）
- 第六条 次に掲げる者は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

- 一 第四条第一項の規定による認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所属員（中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二條各号の一に該当するものをいう。）であるものに限る。）
- 二 第四条第二項の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号に規定する会社
- 三 第四条第三項の規定による認定を受けた者

(調査)

第七号 国は、中小小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとする。

(研修事業の実施等)

第八号 国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、中小小売商業者の依頼に応じて、その経営の近代化に必要の指導及び助言を行なうものとする。

(小規模企業者に対する配慮)

第九号 国は、中小小売商業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあたっては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十号 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第十一号 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、当該連鎖化事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの(以下「特定連鎖化事業」という。)を行なう者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に對し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項

二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

三 経営の指導に関する事項

四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第十二号 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従っていないと認めるときは、その者に對し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第十三号 通商産業大臣は、第六条第一号又は第二号に掲げる者に対し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第六条第三号に掲げる者に対し認定計画に基づく高度化事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行なう者に対し前条の規定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第十四号 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十五号 この法律の規定により通商産業大臣、主務大臣及び第四号第五項に規定する所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十六号 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「土地」の下に「及び租税特別措置法第二十一条第一項の表の第九号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第十四号に掲げる法人が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)第四条第一

項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供する土地で政令で定めるもの」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に従つて高度化事業を実施する者及び同条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る同項に規定する連鎖化事業に加盟する者(前各号に掲げるものを除く。)

(中小企業庁設置法の一部改正)

4 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の四中「商店街振興組合法(昭和二十七年法律第四十一号)」の下に「及び中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)」を加える。

理由

中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興を図るため、商店街の整備、店舗の共同化等の高度化事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長 順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業施策の対象としての中小企業者に関しましては、昭和三十八年に制定されました中小企業基本法をはじめとする関係諸法律により、その範囲が定められております。これらの法律により、現在、鉱工業その他の事業を営む企業につきましては、資本金規模で五千万円以下または従業員数規模で三百人以下のいずれかの条件に該当する企業が、また、商業、サービス業を営む企業につきましては、資本金規模で一千万円以下または従業員数規模で五十人以下のいずれかの条件に該当する企業が、それぞれ中小企業者とされている次第であります。

しかしながら、中小企業基本法の制定後すでに十年近くが経過し、この間、経済規模の拡大等、中小企業をめぐる経済情勢の変化は著しく、このような変化に対応して、現行の諸法律における中小企業者の範囲の見直しを行なうよう、これまで関係各方面から強い要望が寄せられてまいりました。なかんずく、鉱工業その他の事業を営む中小企業者の範囲につきましては、近年における資本の充実の進展を勘案して資本金基準を引き上げるべきことが、また、商業、サービス業を営む中小企業者の範囲につきましては、特に業態面で他と異なる特性を有する卸売業を取り出して、資本金

基準、従業員数基準の双方を引き上げるべきことが強く要請されてまいったわけでありす。

政府といたしまして、このような御要望に沿って中小企業者の範囲を見直すべく、一昨年来、内閣総理大臣の諮問機関である中小企業政策審議会の場において慎重な御検討をお願いいたしました結果、昨年八月、「七十年代の中小企業あり方と中小企業政策の方向について」と題する意見具申により、本問題に関する同審議会の御意見をいただきました。本改正法案は、この意見具申の内容に沿って中小企業者の範囲を改定しようとするものでありますが、その概要は次のとおりであります。

まず、中小企業者の範囲の改定の内容といたしましては、第一に、鉱工業その他の事業を営む企業につきまして、資本金基準を現行の五千万円から一億円に引き上げることとしております。この場合、従業員数基準は、現行どおり三百人に据え置くこととしております。

第二に、商業、サービス業を営む企業につきましては、卸売業を営む中小企業者の範囲を新たに定めることとし、その資本金及び従業員数の基準をそれぞれ三千万円及び百人としております。この場合、小売業及びサービス業を営む中小企業者の範囲につきましては、資本金基準の一千万円と従業員数基準の五十人を現行どおり適用することとしております。

このような改定のためには、中小企業者の範囲の原則的な基準を定めております中小企業基本法の規定を改正することはもとよりいたしまして、その他、個別施策の裏づけとなっており、各法律中の関係規定を改める必要があります。これらの法律は、中小企業等協同組合法、中小企業近代化資金等助成法等であり、さきの中小企業基本法を含めて、合計十八法律となっております。

本改正法案は、これら十八の法律のそれぞれに本則の各一条を充てることにより、一括して改正を行ない、もって、中小企業諸施策の総合的、効率的な実施をはからうとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

中小小売商業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小小売商業は、全国で店舗数百九十万を数え、わが国経済においてきわめて重要な役割りを果たしており、今後とも、国民生活水準の向上に伴い、その役割りはますます増大するものと思われま。

しかしながら、中小小売商業は、資金力の不足、経営体質の改善のおくれ等多くの問題をかかえており、さらにはわが国経済の発展に伴う人手不足の深刻化、消費者の欲求の多様化等新たな経済環境への対応を迫られております。

加えて、最近、百貨店、大型スーパーとの競争が激しくなっており、また、流通部門に対する外国企業の進出が相次いで伝えられるなど、中小小売商業を取り巻く環境は一段ときびしさを増しております。

このような情勢に対処して、中小小売商業者の自主的な近代化努力を促進し、その能力を効果的に発揮できるよう必要の援助を行なうことは、流通の近代化、ひいてはわが国経済の発展のためにもきわめて重要な課題であります。この点に關し、昨年八月に取りまとめられた産業構造審議会流通部会第十回中間答申におきまして、中小小売商業の振興をはかるため、立法措置の検討を含め中小小売商業施策の一その強化、拡充をはかるべきであるとの御意見をいただきました。

本法案は、この答申の内容に沿って、中小小売商業施策を抜本的に強化、拡充するとともに、これを総合的に推進することにより、中小小売商業の振興をはかることをねらいとするものであり、その方向は、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申「七十年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向について」の内容にも合致したものであります。法案の概要は次のとおりであります。

まず第一に、通商産業大臣は、中小小売商業の振興をはかるため、中小小売商業者に対する一般的な指針を定め、その要旨を公表することといたしております。

第二に、中小小売商業振興のため特に重要である商店街の整備の事業、中小小売商業者の店舗の共同化の事業及びボランティアチェーン等の連鎖化事業について特別の助成制度を設けることといたしております。すなわち、それぞれの事業について中小小売商業者を中心としてつくられた組合、会社などが計画を作成して、政府の認定を受けることができることといたしております。国は、認定を受けたこれらの計画の実施を促進するための特別の助成策として、金融面では、中小企業振興事業団の融資を強化、拡充するとともに、中小企業信用保険法の一部を改正して近代化保険を適用するなどの措置をとることとし、また、税制面では、租税特別措置法の定めるところにより一定の資産について特別償却をすることを認めることと、一定の土地について地方税法の規定による特別土地保有税の課税対象から除外することといたしております。

第三に、中小小売商業者の経営の近代化のための諸施策について規定を設けることといたしております。すなわち、国は、中小小売商業者の経営の近代化のため必要な資金の確保等につとめることと、地域における小売商業の実態等を調査し、その将来の展望を明らかにするようつとめること、中小小売商業の従事者の資質の向上をはかるため研修事業の実施その他の措置を講ずるようつとめること、中小小売商業者の経営の近代化のため必要な指導及び助言を行なうこと、また、これらの施策を講ずるにあたり、小規模企業者の経営の近代化のために特別の配慮をすること等を定めております。

第四に、いわゆるフランチャイズ事業の運営の適正化をはかるための措置について規定しております。すなわち、最近発達し始めたフランチャイズ事業において、本部企業と中小小売商業者であ

る加盟店との間で契約の内容をめぐるトラブルが生ずることを防止する必要がありますので、本部企業は、加盟しようとする者に、契約に先立ち、あらかじめ、重要な契約事項を記載した書面を交付し、その内容について説明しなければならぬ旨の規定を設けるとともに、政府はこの規定に従わない本部企業に対して勧告を行なうことができようにいたしております。

これがこの法律の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わります。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○浦野委員長 内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上坂昇君。

○上坂委員 今回のドル対法は、あくまでも緊急措置であるということはもう自明の理であります。そこで、いつまでも緊急措置ばかりやっていただのではどうにもならないという問題があるだろうというふうに思いますので、中小企業の政策全般についてひとつお聞きしたいというふうに思います。

政府のほうから出ました資料によりますと、いまの中小企業の問題について情勢の変化というものがあげられておりまして、第一に円切り上げに象徴される国際化の進展、第二に勤労者意識の変化あるいは人間尊重社会への志向、三番目に公害、過密化現象などの環境問題の深刻化、四番目に産業構造の知識集約化への指向、こういうことを分

析しまして、これらは困難は大きいが可能も大きい時代をわが国の中小企業に提供するものと理解をされている、こういうふうを書いてあるわけですが、可能性が大きい時代を中小企業に提供するというふうには理解するということは、具体的にはどういふことなのか、これを通産大臣からお伺いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 現代はいろいろ消費者の嗜好も変わってまいりましたし、そういう新しい創意くふう等を行なうことによりまして、新しい需要を喚起したり新しいマーケティングができる時代に変化しつつあるわけでありまして。そういう局面はわりあいきめのこまかい小回りのきくいわゆる専門店のなやり方であったほうが深く浸透し得る場面があるわけでありまして。それが定型化してくると、大企業がそこへ入ってくるということになりますけれども、そういう意味において、創意とくふうをもって小回りがきく、質的に充実している中小企業等に大きな機会を与えるように努力していくべきである、そう考えておるわけでございます。

○上坂委員 この四つの問題の中で、これは長官に聞きたいのですが、二番目の人間尊重社会への志向という場合には志向という字が書いてあるわけですが、産業構造の知識集約化では指向というのが書いてあるのですが、これを区別された理由はどういうことですか。

○中曾根国務大臣 これはいままでいろいろ御答弁申し上げておりますように、いままでの成長優先あるいは重化学工業中心というような発想から、福祉社会を旨として、福祉のための成長、そういうふうな思想の転換をやった結果出てきておるものでございまして、産業の目標自体は、重化学工業から付加価値の強いもっと高度な工業社会を旨したいいわゆる知識集約型、それはやはり人間の価値を尊重した哲学や社会観を基礎にしてきてくる一つの産業構造の体系、そういうことを目ざしておるものでございます。

○上坂委員 大臣にはあとでまた別な面でお聞き

したいと思いますが、具体的な問題に入らせてもらいたいと思ひます。

小規模事業対策の拡大問題がありまして、特に低金利かつ無担保、無保証の特別融資制度が今度つくられておるわけでありまして、この限度額が百万円以内になっております。運転資金は五十万円以内ということになっておるわけですが、いまの貨幣価値あるいはいまの経済情勢からいくと、百万円以内ということになったのでは、ほんとうに企業を充実させる、内容を充実させるということにはいかないというふうに思ふのです。百万円以内あるいは運転資金を五十万円以内というふうにした根拠をお伺いしたいのです。

○駐政府委員 今後におきます中小企業対策の中で、とりわけいわゆる零細企業対策というものが重要であるというところからこの融資制度を創設したわけでございます。従業員が、製造業でいえば五人以下、商業、サービス業で二人以下というふうな層が中小企業の七割以上を占めておりますが、そういう層層では、いまお話がございまして、非常に小口かつ簡易迅速に借りることのできる融資というのに対して非常に需要が強いわけでございます。したがって、担保も要らない、それから保証人をつけることも要らないという形での簡易な小口の金融制度を設けたわけでございます。

現在そのためには、信用保険制度の中でも、御案内のように特別小口というふうなものがございまして、現在八十万円、今回改正案で百万というふうにご提案申し上げておりますが、その程度の小口の金融というものを需要しておる層というのは、保証人も立てにくいし、担保も出せないという苦しい事情にある。それに對してやはり経営指導ということを中心に行なうことにいたしてありますので、その経営指導の一環として今回特別の融資を行ないたい。まず第一歩の着手としてそこから始めていこうという考え方でございまして、これは正直申しまして、金利を下げるというためには一般会計の負担も相当でございます。来年度

三十億でございますが、そういう財源面の制約ももちろんないわけではございません。とりあえず百万円というものを限度にスタートしたわけでございます。私どもこの制度の運用の実績も見まして、最初に申し上げました制度の精神、趣旨を踏まえまして、この制度の内容の改善充実ということには今後引き続き十分努力をいたしたいと考えております。

○上坂委員 そうすると、特に根拠というものはないわけですか。これは百万円ぐらいあれば間に合うだろうということなんでしょうか。それから運転資金五十万円ぐらいたと何と急場はしのげるだろう、こんな程度の考え方ではできていないわけですか。

○駐政府委員 御指摘のとおり、明確な数字上の積み上げがあるわけではございません。これは率直に申し上げてそのとおりでございます。ただ、いわゆる零細層の資金需要というものは、非常に小口ではございますけれども、相当ソフトな条件で融資をしてもらうということが非常に望まれておるわけでございます。そのために、従来からあります保証制度の中でも、特別小口保証制度というものが特にございまして、現在八十万でございますが、その程度の金融需要というものが特別にあるという認識の上に立つて行なわれてきております。この限度も最初は五十万以下でございまして、順次引き上げられて今日八十万、御提案申し上げておる線は百万というふうなことでございまして、そこで、国民公庫を通ずる今度の融資につきましても、やはりそのあたりも勘案いたしまして、これは経験的なものでございまして、とりあえず百万からスタートしていこう。申し上げましたとおり、今度この融資の実績等も見まして、制度の内容の改善ということについては引き続き十分努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○上坂委員 いろいろ理由はわかりましたが、実際問題としてこういうふうに限度が百万なら百万以内ということにきめられておると、これはもうできないというふうに思ひます。したがって、借りる範囲はおのずからきまってくるわけですが、実際問題として、商業者なんか、先ほど大臣からお話がありましたように専門店化をしていく、あるいはそれに伴う店舗の改造をしなければならぬということになりますと、たちまち百万円ぐらいかかってしまうわけですね。これは商業者もそうですが、企業者のほうもちょっとした機械を買おうとすれば、もうそれで百万円ぐらいは飛んでしまうというのが実態であります。また、いまの金融でいいますと、一カ所から借りているとはかからはなかなか借りられないという問題があります。したがって、どうしても、弱い、担保力も何もないところでは、一つの公庫なら公庫から借りると、もうほかのところから借りられない。果にもいろいろ機械貸与であるとか何とかいうような措置があるわけではございますが、そこへ持っていくと、やはり国民金融公庫から幾ら借りているのだ、ほかの銀行からどのくらい借りているのだということが対象になって、そしてこちらのほうは削られてしまうというふうな状態が出てきます。そういう面から見ると、一般中小企業にとつて無担保、無保証人であり、これを利用することによって非常に大きな転換ができるというふうな場合には、やはりこれはもっと金額を上げていく必要があるだろうというふうに思ふわけがあります。経験的に、これから措置をしてみたいことをいろいろ勘案してみても、それから措置をするということではなくて、もうそういう段階にはすでに来ているのであって、私は、これでは実際問題としては足りない、こういうふうな考えのわけでありまして、少なくともいま三百万円ぐらいいないとうにもならないような状況に実際問題としては来ているのじゃないか。そしてこれは上限でありますから、三百万なら三百万以内、その範囲内で、貸すほうはいろいろ査定をすることになるわけでありまして、そういうところへ持つ

ていくべきであるというふうに私は考えるのですが、そういうことについては、将来の問題として残しておくということなんでしょうか。

○駐政府委員 零細企業に對します特別の融資につきましても、今回の制度をつくり出す前から、御案内のように国民金融公庫が専門の政府関係機関として設けられております。年に八千億近い融資を行なっておるわけでございますが、従来から三百万円程度までは保証人だけで貸し付けをするという制度はございます。最高限度は、国民公庫は担保が必要になっておりますが、五百万円までということでございます。この三百万、五百万という限度につきましても、現在それぞれ引き上げの方向で財政当局と話を煮詰めておるところでございます。したがって、今回設けました特別の融資制度というものは、平たく申しますれば、その上に別ワクとして上積みとしての効果を果たしておるといふ御理解をいただきたいと存するわけでございます。

経営指導を行ないまして、百万程度無担保、無保証で、しかもきわめて低利の融資が行なわれるならばその経営指導の成果が非常にあらわれるように判断されるような場合におきましては、一段と有利な条件の融資を上乗せして貸せるようにという考え方でございます。したがって、百万円以上の金が必要の場合、当然でございますけれども、従来の制度とあわせて資金量については配慮をしていくということが本来あるわけでございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、やはり零細金融の充実という見地からは、この百万円の新制度そのものについて内容の充実、強化ということは今後考えていく。上のせだから上のせはもうそのままでいいというふうな考え方はございせんというのを申し上げておるわけでございます。

○上坂委員 この無担保、無保証人の申請をする場合には、商工会または商工会議所の推薦が必要になるわけですが、商工会にも入れない、

特に商工会議所にはなかなか入っていないところが非常に多いわけですが、商工会議所の推薦がなければこれは扱えないということなんでしょうか。

○駐政府委員 零細企業対策の中で、金融制度も大切でございますが、経営の相談、指導ということが非常に重要でございます。従来から、商工会議所に対しては、指導員に対する国庫補助、施設に対する国庫補助等を行ないまして助成をはかっております。

その場合に、やはり従来のように経営に対する一般的な指導、助言という範囲にとどまっておつてはなかなかその成果があらににくいというところから、いわば相談、指導業務の成果を確実にし、高からしめるという考えがございまして、今回の金融制度においては御指摘のような仕組みを考えたわけでございます。

ただ商工会議所、これは会員の方がもつとふえることを私も率直に希望いたしておりますけれども、全部が入っておるわけじゃございません。ただ、商工会議所というのは、御案内のとおり、法律に基づいた特別の任務を帯びた組織でございます。地区内の商工業の総合的な進歩、改善をはかるということでの公的な使命が与えられておるわけでございますから、たまたま会員でない方でございまして、現在すでに会議所、商工会は指導相談業務の対象にいたしておりました。会員でなければ指導しないというふうなことはございせん。したがって、この金融制度の対象として、こういう指導、診断を受けない方はいたし方ございせんが、受ける方につきましては平等に扱う、これは制度としてはつきりしておるわけであります。

○上坂委員 普通こうした金を借りる場合には、商工会議所とか商工会に行くよりはむしろ信用保証協会のほうへ行つていろいろ相談をするということのほうが実際に地方では多いというふうに私は思います。特に商工会とか商工会議所が非常に

多くて、実際に中小企業に對する指導のできない面があるわけでございます。その一つに、いまの経営指導員といいますが、そういう人たちの問題も出てくるわけですが、この人たちはいま待遇が非常に悪いわけですね。そんなものですから、よけい積極的な指導あるいは教育宣伝をするという形が出てこないという問題があります。

そこで、そういう点は十分指導してもらいたいと思いますが、経営指導員に對する待遇の問題で基準単価を大幅に引き上げようというふうに出ておるわけですが、これは幾らに引き上げておるわけですか。それから、各地にいる経営指導員というのは、待遇は一体どのくらいになっているというふうにつかんでおられるか、お伺いしたいと思います。

○原山政府委員 お答えいたします。

経営指導員は、四十七年度の給料は月額六万一千七百円と相なっておりますが、これを本年度の予算では七万四千一百円、約二〇％引き上げて待遇改善をはかっていきたいというふうに思っております。

○上坂委員 次に、中小企業の金融の問題であります。一点だけお伺いします。

信用補完制度で、昨年度同様に百五十億円公庫の出資になっておるわけですが、これを昨年と同じにしたということはどういう理由ですか。

○駐政府委員 たまたま百五十億円ということも、一つには、信用保険公庫の保険事故が起りました場合の準備資産でございまして準備基金というものが最近かなり充実してまいっております。まあ事故の状態というふうなものも、金融緩和等もございまして、いっときに比べますと、かなり減つて安定してきておるといふことがございまして、片や、申し上げましたとおり資産も充実してきておるといふことが一つございまして、

それともう一つの理由といたしまして、昭和四十七年度におきましては、その保険の付保実績と申しますか、信用保証協会に付保することを市中

の金融機関が要求するというふうな傾向が、まあ金融の超緩慢というふうなことも原因の一つでございまして、非常に貸し出しが伸びたけれども、そちらのほうはゆるんだというふうなことで、付保実績が一割ちよつと前年度よりも下がつておる。四十八年におきましては、その落ちたところからまた上に伸びるとわれわれ思っておりますが、従来考えておりましたような一本調子の上がり方では明らかにだるいであろうというふうなことをいろいろ勘案の上、予算が査定を受けたということでございます。いわゆる保証協会に對する融資基金につきましては、これは重要でございますので引き続き百億という大きな額でございますが、これを確保して、延べ合計額で国からの融資額は九百億に達する。これで相当保険料の引き下げに伴う保証料の引き下げも考えておるわけでございまして、この融資基金の活用によりまして、保証料も四十八年においては久しぶりに相当大幅に下げられるだろうというふうな見通しも実は持つておるわけでございます。たまたま結果が百五十億ということでもございまして、準備基金についても融資基金についても、それぞれまかく中を檢討の上、予算の査定がなされておるわけでございます。

○上坂委員 ドル対法の問題の中で、法第二条に基づきますと大体四項目の条件が實際あるわけですが、この条件の中の一、第一項の出荷額に占める中小企業製品の割合がおおむね五〇％以上の業種というふうになっておりますが、この根拠についてお伺いしたい。

それから、三番目の第三項目の問題であります。指定された地域以外の地域で輸出比率が三〇％以上のものということになっております。緊急融資では二〇％ではないかというふうに思うのですが、これを三〇％にした理由というのはどこにあるのか。

それから、第四項であります。この四項については前の三項一、二、三のいずれにも該当しないもので、輸出成約の円滑化をはかる必要がある

として別に定めるものというふうになっておりますが、これは具体的にはどういうふうなことになるのか。

それから、これらの四つの条件のもとに置かれているものの扱い方なんですが、申請をする場合にこれは平等に扱ってもらえるかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○駐政府委員 今回実施いたしましたいわゆる為替予約制度についてのお尋ねでございますが、業種、産地を指定しておるわけでございます。御指摘のありましたとおりの運用に相なっておりますわけでございますが、まず出荷額に占める中小企業製品の割合が五〇％以上、つまり中小企業が相当主体をなして生産をし、輸出をしておる業種というものをとらえておるわけでございます。これは前回第一次ショックのときに実施いたしました措置と同様でございます。これによりまして、いわゆる輸出比率の高い中小企業業種というものがおむね全部対象になっておるといふふうに考えております。輸出比率につきましては一〇％という線をとおっております。業種別で百十四でございますが、これによりまして、業種としては問題のものがまずカバーできておるといふふうに考えております。なお、二月の二十七日から発足いたしましたわけでございますが、業種については、現地の要求がございましたので、その後四業種を新規に追加いたしておるのでございます。いままでの業種の説明でございます。

それから産地の指定でございますが、輸出比率が一〇％以上の産地というものは全部で七十一拾つてございますが、一、二の産地につきましては目下検討中でございます。近く追加をいたしたいといふ検討いたしております。

それから、弾力条項と呼んでおりますが、これを設けてございまして、基準に合う人はそれぞれ地元の県知事なり市町村長の証明を受ければそれで為替銀行へ行けるわけでございますが、該当しない人につきましては、中小企業庁でこの弾力条項によりまして諸事情を総合勘案の上証明をいた

しますという制度があります。今回はすでに六十企業について、いわゆる特認といたしておりますが、これをしたわけでございまして、前回は四十七でございますので、今後必要がございましたら、この特認の条項というものについても弾力的に運用を心がけてまいりたいと思っております。

○上坂委員 時間がないので急いで聞くこととなりますが、この緊急措置と、それから一般の中小企業の対策ということが重なり合つて総合して効果あらしめていくことになるだろうと思っておりますが、本会議の質問でも申し上げました設備の転産事業の問題であります。これは業種あるいは産地、共同でないこの事業というものはやらないのかどうか、その点についてお伺いします。

○駐政府委員 設備廃棄に對します特別の融資制度というのはそのとおりでございます。これは現実の問題といたしまして、個々ばらばらに行なうということになりますと、お互いに様子をながめ合うということになって、なかなか進めにくいということもありまして、一つの産地で同業者がそれぞれ話し合いを十分にしていたいて、産地全体として設備を幾ら廃棄しよう、輸出は幾ら減らす、そのかわり新しいものをつくっていくというふうなことでやっていただくほうが成果があるのではないかというふうな一つの判断がございまして、組合に対して融資をするというふうなことで、前回のドル・ショックのときから行なわれておるわけでございます。私どもは、この制度はこの制度として、各県から相当な要望もございまして、内容の改善強化を目下検討いたしておりますので、内容の改善強化がそれぞれ自分の努力と知恵で転換をやっていくという場合がございまして、その場合に廃棄の問題が起るといふことで、昨日も御質問がございました。大臣からその問題について今後事務局に検討させたいという御答弁がございました。私どもはその線で検討をさせていただく所存でございます。

○上坂委員 大臣にお伺いいたしますが、中小企業の場合、これから転換をしていかなければなら

ないということできのう中村先生の御質問がありまして、海外進出の問題というのがございまして、この海外進出について、私はなかなかむずかしい問題がたぶんあるのではないかといいふうに考えるわけですが、特にいまの商社がほとんど海外で主導権を握つておるといふ段階でこれが出ていくということについても、結局はその援助なり助力、支援を受けないと出ていけないというふうな条件にいま経済的になっておるのではないかと、構造上ですね。そういう点について、これを克服してやることのできるというふうにお考えになっておられるか。また、実際に海外進出を許すことにならますと、それに対するところの、いろいろな金融面からの措置が必要になってくるのではないかと、思うわけですが、この点についてはどういふふうにおやりになる御意思であるか、お伺いをいたします。

○中曾根國務大臣 中小企業の海外進出につきましては、商業資本の場合は、華僑その他との競合がございまして、これはきわめて困難であると思ひますし、適当でないと思ひます。そうでなく、中小企業の中のいわゆる工業に重点を置いたもの、あるいはその地域の開発輸入に關係するもの、農産物あるいはそのほかのものでございまして、こういうものについては、私はかなり有望なことではないかと思ひます。その際、開発輸入の場合には商社と關係が出てくるかもしれませんが、普通の工業のような場合には、必ずしも商社と結ぶ必要はないので、また独立自存でやっていただくほうが将来のためにもなります。

最近日本におきまする労働費、それから東南アジア各国における労働費の低廉さというふうなことから考えまして、韓国や台湾に出る中小企業はかなり多うございまして、しかし、韓国や台湾だけでなく、インドネシアあるいはその他の東南アジア諸国にも出ていって、現地に貢献する、産品として栄えると同時に、地域に刺激を与え、ま

た要員のトレーニングにも貢献する、そういうことが長い目で見ると望ましいように思ふのでございます。そういう可能性があるかといへば、かなりの分野についてもあるような気が私にはいたします。そういう意味から、それを奨励したいという気持ちで今回協会をつくつて、それに関する金融やら誘導やらいろいろな助成措置も講じておるところでございます。まだ微々たるものではございますけれども、これを根拠にいたしまして、将来は中小企業の海外進出についてかなり思い切つて力を入れてこれをスピードアップしていきたいと考えております。

○上坂委員 最後にもう一つお伺いしたいのは産業構造の転換の問題であります。これまで非常にむずかしい。現在の日本のような産業構造の中で、はたして中小企業に対する産業構造の転換が實際可能なかどうかということになりますと、私は非常に疑問に思ふわけであります。この点については、産調審のほうから四項目か五項目にわたつて、これからの中小企業のあり方について答申も行なわれているようでありまして、そのためには相当な金融措置といひますか、そういうものを準備していかなければならないと思ひます。これは今後どの程度の期間のうちにこうしたものをやれるというふうにお考えになつておられるか、お伺いをいたします。

○駐政府委員 中小企業におきまして、わが国の経済全体の成長、発展の中におきまして、いろいろな条件が変動してまいりましたが、企業の非常な努力もあり、政府の施策もございまして構造が變つてきておるわけでございます。

中小企業の製造業と申しますと、繊維、雑貨というふうになれわれもよく申すわけでございまして、けれども、近年の出荷額の統計を見ますと、中小企業全体の工業出荷額を一〇〇にした場合に一番多いのは機械である。これが単独機械だけで二一％ある。繊維は一％、雑貨六％、その他の金属製品、化学、木材とか紙パルプ関係とかいふふうな、いろいろな分野が伸びてきておるわけで

ございます。全体といたしまして、加工度の高い、付加価値の多い方向へと生産の構造が変わってきておりますし、輸出の内容もまた高度化しつつある。中小企業がたいへんな努力をして内外の情勢変化に対応することができたればこそ、わが国の経済というものが高度化しながら発展してきたというふうに言えるだろうと私は思うわけでございます。

ただ、第二回目的のドル・ショックでも指摘されておりますとおり、中小企業と申しまして、たいへんすそ野が広いわけでございまして、その中には労働集約度の高いようなものも、いろいろ現にございます。そういうものに對しては非常に大きなショックが内外の情勢からどうしても避け得ないというところから、そういうところの産地なり企業が、産地あるいは企業として今後も企業努力はもちろん必要でございますが、継続発展ができるようにということを政府としては十分考えなければならぬ。これが重要な政策だろうと存じます。廃業してどこかへ行ってしまおうというようなことは決して望ましいことではございません。産地の中でつくるものは漸次高度化し、品種が変わってまいりまして、やはり重要な産地としてこの労働力、資源等が活用されるということは、当然そうならなければなりませんし、多くの産地でそういう方向に現に向かいつつあるわけでございます。

何年でそういうふうにするかという仰せでございますが、今回のドル・ショックの影響を非常に受けた産地であつて、やはり転換がどうしても望まれるというものにつきましては、ここ三年前後の期間ぐらいを目標に、製品の高級化なり転換なりの具体的な方向をきめていく必要があるだろうという考え方に立ちまして、現在四十の産地について、都道府県と一体になりまして検討を開始しておるところでございます。

ただ、これだけですべてが仕上がってしまうというふうには私もは考えておりません。わが国の経済もますます高度化の方向に向かうことは当然の必要でございます。それがまた経済を伸ばし、国民所得を上げる、国民の福祉にも通ずる道であるというふうにかたく信じておりますので、どこまでやればそれで済むまいということではございません。やはり状況にすばやく適合して、企業が存続し、産地が高級化しながら存続するように持っていくというふうにいたしますれば、その後の変化に對して、また積極的に次の対応をしていく。これがやはり基本的な政策ではないか。そのために必要な当面の緊急の対策というものを問題産地については特に集中をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○上坂委員 いまの問題ともう一つ関連します。いまの中小企業にとって一番問題なのは、労働力の確保と金融措置であろうというふうに思いますが、いまの労働集約型の中小企業の場合、若し人は非常に雇用しにくい。したがって、もっぱら中高年齢層、炭鉱とかいろいろなところをやめた人とか何かを利用するような状態になるとか、あるいはまた農村の婦人労働者を使うというような方向でいまきていこうというわけですが、それを知識集約型にもっていくということになると、従業員の質的転換というものが非常に大きく問題になってくるのじゃないかと思うわけであります。そうなりますと、さしずめ待遇の改善なり何なりということも当然これに對して必要になってくるわけでありまして、そういう点で、現在の労働者の動向について、特に中小企業と大企業を比較した場合に、労働者の意識というものがどういう方向に向いているのかということについて、通産省としてはどういうふうにつかんでおられるか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員 一言で申し上げますれば、中小企業は、従業員また給与あるいは企業内福祉の面で大企業よりもおくれが相当ございますから、その面の改善というものの對しての要求が強いことは当然でございますが、私も調査いたしましたところでは、若い人も中小企業に入っていく。そこでは大企業におるよりも、むしろ自分の考えて

おることなり能力をフルに発揮できる可能性が高いのじゃないか、そこで、中小企業に入ってきたというふうな希望を持ってやっておられる、そういう意識調査の結果もございまして。

○上坂委員 時間ですから終わります。

○浦野委員長 加藤清政君。

○加藤(清政)委員 私は、ただいまから、いわゆるドル対策法案及び中小企業信用保険法の一部改正について、それに関連する諸問題についてあわせてお伺いしたいと思います。いままで各質問の中で重複している点もあらうと思つたので、もし重複しておる場合には、簡単にお答えを願うようにいたします。中曽根通産大臣並びに長官、各担当者からお答えを願いたいと思つた。

一昨年のスミソニアン合意によります円の一六・八八、三三八円への切り上げについては、わが国の輸出関連の中小零細企業にかなり大きな痛手を与えたと考えられます。しかも、今回の変動相場制への移行は、言うなれば、前回のダメージから十分に立ち直っていないところに、あらためて強烈なカウンターパンチを浴びせられたような感じがするわけであります。前回の円切り上げの際には、かなり自力で切り抜けた企業も含めて、かなり広範囲にわたって深刻な打撃になっていっていると思つた。

そこで、ドル対策法は、言うなれば一つの基本法であつて、融資の促進を中心に、損金の繰り戻しとか、保証協会の保証ワクの拡大とか、あるいは緊急融資の認定をするとか、事業転換の決定などを裏づけとして考えているわけであります。たとえば、事業転換一つをとってみても、これは個人ではなかなか決断のつかないものであり、行政官庁が確信を持った転換指導をしていかなければならないと思つた。この点での指導あるいは誘導をどのように行なつていくかとしておりますか、お答え願ひたいと思つた。

○中曽根通産大臣 前回の切り上げ、それから今回の変動制に伴ひまして、中小企業の中にはかなりの苦難の波にさらされておるものがあります。特

に今回においてはしかりでございます。

そこで、将来を展望してみますと、いわゆる発展途上国からの追い上げもございまして、そういうものと競合するようなものが劣弱な地位におちいるうとするようなものについては、この機会に、できる限り思い切つて転換をして、新しい分野でその力を発揮願うようにすることが好ましいと思つた。ただ、それにはなかなかむずかしい社会的問題が付随いたしまして、同業者の人々が思い切つて一緒に目をつぶつて、手をつないでやらないとできないところがございます。ある人がやろうとしても、ほかの者がおるとどうも思い切れないというところもございまして、そういう微妙なところも考えまして、できるだけ思い切つて手をつないでやれるような体制をとれるように、通産局ないしは地方の商工部等を通じて誘導していき、また、それに伴う援助をわれわれは重点的に与えるようにし、また情報も与えるようにして促進したいと思つております。

最近いろいろな情勢を見てみますと、たとえばクラブ、ミットなんかはそういうものに該当するものでございまして、あの業界はいまのやり方、いまの企業というもののから離れるという意思はなくして、苦難だけれどもその中でがんばつていくということを示しておられるようでありまして、ことほどさうにむずかしい問題でありますけれども、しかし一般的に見て、それが結局はその人たちのためになるというものにつきましては、中小企業庁を中心にしたしまして積極的に進めていきたいと思つておるわけでございます。

具体的には長官から御答弁申し上げます。○政府委員 大臣からお答え申し上げましたような方針で、現在都道府県と緊密に協調連絡の上、特に問題の多い四十産地につきまして、緊急診断と申しておりますが、診断を行ない、今後の方向づけを提案するということになつております。これは業界に對して押しつけ、強制ではございませんで、それを受けて業界でまた自主的にいろいろ具体策を練つていただいて、きまれば政府

が助成する、こういう方針でございます。

○加藤(清政)委員 たとえば今後円が二百六十円水準になった場合、輸出の減少ははかり知れないほど大幅になると考えられるわけでありますが、輸出減少はどの程度になると見通されますか。また、各業種ごとの見通しはどうか。あわせてその際の対策について伺いたいと思います。

○駐政府委員 第二次ドル・ショック直後、全国の約百の産地について緊急の調査を行いました。結果では、二百六十五円程度のレートの場合に、四十七年に対して二・一〇程度、四十八年度の業界見通しに対しては二・六〇程度の減になるであろうという結果が出ておるわけでございます。これが二百五十五円程度にさらに下がりますと四割程度ということが報告されております。これは特に輸出比率の高い繊維、雑貨等の産地を中心に百ほど調べましたので、最も強烈な影響が数字としては出てくるわけでございます。

中小企業全体といたしましては、影響度合いの低い業種、企業ももちろんないわけではございません。ただし問題は、こういう産地でございまして、その後も実態調査につとめておりますので、今回の対策を特にこれらの産地に對しましては重点的に集中いたしまして、緊急対策の成果が十分あるように、また今後の構造改善につきましても、先ほど申し上げましたように、前向きな指導を十分行ないたいと考えております。

○加藤(清政)委員 政府関係の三金融機関の緊急融資が二千二百億圓準備されておりますが、緊急融資の被害確認に基づく貸し付けはどの程度になっておるか、お伺いしたいと思います。たとえば東京都の場合には、四月二十一日現在で千四百五十九件の被害確認を受け付けておりますが、全国では一体何件くらいになっておりますか。また、業種別ではどの業種に多いか、その点をお伺いしたいと思います。

○原山(誠)委員 四月十五日現在でございますが、中小公庫につきまして貸し付けは三百四十七件、三十六億圓、国民公庫は百二十九件、三億六千万

圓、商工中金は百七十五億、合計二百十五億程度の貸し付けが実行されております。なお、業種別内訳等はまたとるにまでございせんので、追って整備していきたいと思っております。

○加藤(清政)委員 次に、円がフロートしているため、外国為替が非常に不安定な状態にあり、したがって、輸出業者の被害を抑えるために為替予約の証明をしております。これは昭和四十八年二月二十六日、日銀から為替銀行に預託しているというのを聞いておりますが、聞くところによると、その裏づけになる外貨の預託が円滑に行なわれていないということを聞いておりますが、現在の程度になっておりますか。たとえば都の場合、四月十九日段階で九百七十七件を証明しておりますけれども、全国ではどのくらいか、その点あわせて伺いたいと思います。

○駐政府委員 二月二十七日からこの制度を行ないまして、最初の間は、御指摘のように予約が殺到したのに対して預託が必ずしも伴わなかったというふうな事態が若干ございましたが、為替市場閉鎖及びその再開後におきましてはこの点が改善されました。最近までのところ十一億三千万ドルの預託がすでに実行され、スムーズに予約が行なわれておるといふふうに承知いたしております。これは前回の第一次ショックの際の予約の総実績よりも約三億ドルすでに多い水準でございます。件数につきましては、現在大蔵省のほうで為替銀行と連絡をとって調査中でございますが、数字がわかりました上で別途御報告をさせていただきます。

○加藤(清政)委員 ただいま庄長官から御答弁がありました。特に件数については、都の場合には九百七十七件ということがわかっておりますが、全国でどのくらいかということ把握して、その中で将来に対する対策というものを立てていかなければならないと思っております。後刻わかりましたならば、全国ではどのくらいかということをはひとつ資料として御提出願いたいと思っております。

さらに、各業種がかかっている受注残は、本年一月の段階でガラス製品が六カ月、繊維製品が八カ月、建築金物が一カ月、一般文具が一カ月という状態であったと聞いております。したがって、各業種平均が三カ月ということでございます。ちようど一月でありますから今月あたりから手持ちの受注がなくなっていくというように考えられますけれども、政府の認識として現在の事態はどういう状況にあるかと考えておられますか。また、その対策はどうか、その点お伺いしたいと思います。

さらに、特に競争力の弱い業種では、成約価格が低く抑えられて、結局利益が上らないといった状態も考えられますが、現在の成約状況及び価格面はどうなっているか、お尋ねしたいと思っております。

○駐政府委員 変動相場移行直後の調査では、百ばかりの主要輸出産地の平均受注残高は約三カ月でございました。二月は御案内のようにフロート直後でございましたし、商談がほとんどストップいたしまして、百産地のうち約六割程度の産地では、商談を幾らしても全然まとまらなかったというところが報告されております。三月に入りましてから為替の相場が二百六十五円程度の水準で安定的に移行し、先物相場も二百六十円台で安定してきたというふうなこともございまして、商談がまたまると傾向に向かっているようにございます。三月末現在で調査いたしましたのでございますが、百産地のうちで報告の参つておらないものが四十弱でございます。残りのうちでは、六産地はまだまとまらないと申しておりますが、五十七の産地では契約が進んでいるところでございます。

それで、五十七の産地につきましても輸出成約の円ベースの金額でございますが、平均でございまして、前年同期に對しまして二五〇前後くらいはまだ割り安になっておるといふことでございまして、バイヤーとの交渉を鋭意やっておりますわけでございます。ドル価格の引き上げというものは今後順次実現に向かっているというふうに考

えておりますが、現在のところでは、まだあまりそれに成功しておらないというのが実情のようでございます。

○加藤(清政)委員 次に、中小企業対策として、これには当然輸出関連の中小企業も含まれると思っておりますが、それらの業種転換なり近代化なりを推し進めていく場合に、そこに働く人たちの問題を考えていかなければならないと思っております。そういうものを指導していく立場として、業種転換や合理化に伴う労働者の問題についてはどのような考え方に立って指導していくかとされておりますか、それについての見解を伺いたいと思っております。

○駐政府委員 基本的な私どもの考え方は、大臣がしばしば申しておられますように、いわゆる失業者等が出ることをないように緊急対策も講じ、また今後の構造対策も進めるということでございます。ただ、現実の問題として、その面に対する施策が必要であることは申し上げるまでもないこととでございます。これにつきましては、特に問題になるのは中高年齢の離職者でございまして、ドル対策法に基づきまして、前回同様、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の運用によりまして、求職手帳の交付に対する特別あるいは特別の訓練手当等の給付という措置を講ずることについてでございます。なお、前回では、この措置の適用を受けた実績はなかったように、実は私も労働省のほうから連絡を受けておる次第でございます。

○加藤(清政)委員 この問題につきましては、ひとつ労働省のほうに御出席願うように連絡しておきました。来ておりますか。――それでは労働省の担当の方にお伺いしたいと思います。労働省としては、離職者対策、とりわけ中高年齢層の離職及び再就職のためにどのような対策を持ち合わせておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○閣下説明員 お答え申し上げます。中小企業からの離職者の対策といたしましてまず第一に一番必要なのは、離職の動向に関しま

す情報を早期に的確に把握することにあると考え
ております。現在の雇用状況は、求人の方が求
職を二倍も上回るような、いままでにない労働力
需給の逼迫を示しておりますので、このような早
期の求職動向の把握によりまして職業相談あり
は職業紹介、こういったことを機動的に実施し
て、離職者の早期再就職につとめてまいりたいと
考えております。

御質問の中高年齢者の場合には、そのような勞
働力需給の逼迫状況のもとにありまして、若年
層よりも再就職にやや時間がかかるといったこと
も考えられますので、先ほども通産省のほうから
お話がございましたが、この御審議いただいてお
ります法律に基づきまして、中高年齢者雇用促進
法に基づきまして中高年齢者の求職手帳制度、これ
の有効期間を延長する措置を講じまして、これを
必要があれば積極的に活用いたしまして再就職の
促進につとめてまいりたいと考えております。

○加藤(清政)委員 中高年齢者の離職者対策並び
に職業訓練の現状について、いま労働省の所管の
方からお話がありましたが、現行の職業訓練手
当、これを増額する意思があるかどうか、その点
についてお伺いしたいと思います。

さらにまた、職業訓練を受けている期間中は、
たしか失業保険なり訓練手当が支給されるわけ
であります、大企業と比較して賃金水準の低い中
小企業の労働者が訓練期間中に支給される手当で
生活していくことはかなりきついのではないかと
思うわけでありまして、それとあわせていまの
職業訓練手当を増額する意思があるかどうか、
そういう点についての動向についてお答え願
いたいと思います。

○中野説明員 中小企業等の転離職者に対します
職業訓練につきましては、積極的にこれを進めよ
うということで、実は今年の二月に都道府県知事
に對しまして、転離職者については積極的に職業
訓練に受け入れてもらいたいというような通達も
出しているところでございます。

それから、ただいま御質問の訓練期間中の援護

措置の問題でございますが、実はこの職業訓練を
受講する場合は、失業保険の受給者でございます
れば、失業保険の給付期間を受講期間中は延長し
て支給する、こういうたてまえになっているわけ
でございます、かりに失業保険の受給の最高の
ワケをもう人につきました、通所手当あるいは
は技能習得手当等も含めまして月額八万円程度に
なるのではないかと考えております。

それから、失業保険受給者以外の人たちがこの
訓練受講をいたします場合は一般の訓練手当を支
給するわけでございますが、これにつきましても、
昭和四十八年度におきましては前年度より約
一、二、三割のアップを考えているわけでありま
す。

○加藤(清政)委員 時間がありませんので、最後
に中小企業信用保険法の改正では付保限度額の引
き上げを打ち出しておりますが、この引き上げ幅
の水準で中小企業者の要求を満たすことができる
かどうか、その点についてお伺いしたいと思いま
す。特別小口、無担保保険等、個別にこれまでの
実績を明らかにしていただきたい、そのように思
います。

○莊政府委員 実績でございますが、四十七年の
十二月末の付保残高で申し上げますと、御質問の
ございました特別小口保険は、全体の付保金額二
兆三千五百八十億円のうち百九十四億円で比率が
〇・八三％でございます。一件当たりの平均が約
五十二万円ということになっております。

それから無担保保険でございますが、同じく二
兆三千五百八十億円のうち八千二百七十億円の残
でございまして三五％に相なっております。一件
当たりの平均金額は約百二十万円と相なっており
ます。

○加藤(清政)委員 莊長官にお尋ねしたいので
すが、今後大口需要の傾向が出てくると思いたすけ
れども、この程度の限度額で対応できると考えら
れますか、その点をお尋ねしたいと思います。

○莊政府委員 お尋ねの御趣旨は普通保険の限度
額の問題かと存じますが、普通保険は現在二千五

百万円を限度にいたしております。組合が利用
いたします場合には倍額の五千万円であります。大
口のものも個々の企業でもあり得ますし、組合で
もあり得るというふうなことでございまして、今回
この引き上げを三千五百万円、七千万円という
ことで御提案申し上げておるわけでございます。
○加藤(清政)委員 いま大口需要の傾向が出てま
いりますが、この限度の引き上げにつきましてもさ
らに一そうひとつ御努力願いたい。都道府県でも
経営改善資金として組んでおりますし、また、新
規の融資としての環境整備等安定資金として別ワ
クでこの大口の需要に対応しておりますので、そ
ういふ点についてもひとつさらに一そうの御努力
をお願いしたいと思います。

中曾根大臣に對しまして、最後にお伺いしたい
と思うのですが、この改正する法律案の提案の中
で、この中小企業の信用補完制度については、現
在二兆三千億円を上回る保険規模に達して、中小
企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で
大きな役割を果たしておる。しかし、この中小
企業を取り巻く環境というものは現在急速に変化
して、それに伴ってこの信用補完制度も現実の資
金需要に對應できるような措置をしていかなけれ
ばならないということをお伺いしておるわけであ
りますが、小口保険について見ますと、限度額を
現行八十万円から百万円に引き上げたわけであ
ります、それに対する努力はよくわかるわけであ
りますけれども、しかし、はたしてこの小口保険
の無担保、無保証に對しての制度が百万円いまの
企業の実態に對應できるかどうかという点も考え
られるべきでありまして、仏つくつて魂入れずの
たとえのようになってはならないと思うわけであ
ります。

地方公共団体では、調べによりまして、八団
体がすでに百五十万円までは利率が七・八％で無
担保、無保証でやっております。東京都では、四十
八年度予算の中で、二百万円まで利率が七・七％で
小口融資についての扱いをしておるわけでありま
すので、ひとつ政府は、来年度は小口保険につい

て百五十万円か二百万円にして、實際に對應でき
る融資額にしたい、このように思いま
すが、それについての中曾根通産大臣の考えを
お伺いしたいと思います。

○中曾根通産大臣 保険のワケ及び基礎額等につ
きましては、いろいろ当委員会でも御審議をわす
れまして御高説を拝聴いたしました、確かに
御指摘のように、現在の中小企業をめぐる環境か
らいたしまして、再考を要する面があるように
思います。基礎額につきましては、将来の課題とし
てわれわれも検討させていただきたいと思いま
すが、ドル対法によるワクの増大の面につきま
してはいろいろ検討してみたいと思えますし、また、
各党の御意見も承りまして、各党の御意見をよく
尊重いたしまして検討を加えていきたいと思いま
す。

○加藤(清政)委員 時間が参りましたので、以上
をもって質問を終わります。

○浦野委員長 午後一時三十分から委員会を再開
することとし、この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時三十八分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。神崎敏雄君。

○神崎委員 初めに伺いますのは、この法律の目
的は、円の変動相場制への移行、事実上円の切り
上げによって影響を受ける中小企業を救済する措
置を講ずる、こういう点にあると聞いております
が、そのように理解をしてよろしいかどうか、大
臣に伺います。

○中曾根通産大臣 おおむねそのとおりでござい
ます。

○神崎委員 おおむねというニュアンスがついて
いるところにあとでいろいろ討議をしなければなら
ぬと思うのですが、まさにおおむねということ
が適切な表現だと思うのです。

次に伺いますのは、当局は二月十四日以降の円フロート、実質切り上げによる中小企業の影響について実態調査をされておりますが、今回と前回と比較して、中小企業への影響は、今回は前回よりさらに深刻だ、こういうふうに当局は認識されておられるかどうか、これを伺いたい。

○中曾根国務大臣 前回のドル・ショックに比しまして、今回のドル・ショックの特色いかんというところでございますが、前回、四十六年八月に對しましては、輸出型産地はさらに苦しい立場にあるように思われます。前回におきましてともかく事態を切り抜けてきたのは、その要因として、景気が上昇基調にあつて内需が旺盛であつたということ、これまでの金融緩慢基調を反映して企業の手元流動性があつたということ、それから、業界みずからが内需への転換、製品の高級化、生産設備の改善等の対策をとつてきたこと、それから、政府の中小企業施策がタイミングよく実施されたこと等が考えられます。

しかし、今回のショックの影響につきましては、前回のショック時すでに余裕をなくしている上に、為替相場が予想外の大暴落となつたために、全般的にかなりの影響が出るものと懸念しております。加えて金融も漸次引き締められ傾向にあり、この面からも、今後の動向は注視を要するものと考えます。このため、とりわけ輸出比率の高い業種、中小企業等においては、最近の原料高、労働力需給のきびしさと相まって事態はきわめて深刻に受けとめられております。

こうした環境変化に對して、中小企業は、前回のショックを契機として積極的に対応策を講じており、前述の内需への移行や製品の高級化のほか、新製品の開発、新規部門への進出、海外投資などが真剣に推進されつつありますが、今回の事態を契機にこの傾向は一段と加速されるものと思われまます。

○神崎委員 そこで、続けて大臣に伺いたいのは、ことしの二月の円フロートに關して、あの當時、国会の本会議あるいは予算委員会、総理大

臣または通産大臣は、繰り返して、中小企業対策について万全を期す、こういうふうな言われ、しつばし私たちが承つてきたのですが、この法律の改正案のどこにその万全を期した特徴があるのか、この特徴点をひとつ教えていただきたい。

○中曾根国務大臣 今回のドル対法の一部改正につきましては、通産省はこれまで次のような措置を総合的にとつてまいりました。

変動相場移行直後に、下請取引の適正化、金融の円滑化、納税猶予制度の活用等の行政措置、それから、中小企業の輸出にかかる為替予約の円滑化をはかるための外貨預託、さらに、三月十四日の閣議決定によりまして緊急対策を決定いたしました。これは輸出関連中小企業に對する緊急融資の実施、既住融資の返済猶予、信用保険の特例、税制措置、これらのうち、行政的に可能な緊急融資は直ちに実施に移しておりますが、信用保険の特例、税制措置については立法措置が必要であり、このため、今回御審議いただいておりますドル対法の一部改正を上げしているものであります。

ドル対法の一部改正案の中では、前回利用率の高かつたことにかんがみ、無担保保険の別ワックについて特段の配慮を行なうとともに、欠損金の還付について適用期間を二年延長することとしたしております。

なお、ドル対法の一部改正に伴い、次の措置が認定中小企業者に講じられることとなります。設備近代化資金の返済猶予、信用補完措置の拡充強化、付保限度額の別ワック設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げ、税制上の特別措置、事業転換に對する融資、事業転換資産に對する加速償却、労務対策、また、わが国経済の国際化の伸展に對するために産地の緊急診断を実施するとともに、引き続き中小企業の近代化、構造改善及び事業転換を一そう強力に推進することとしております。

フロートの期間中については、以上の施策の円滑な活用につとめていくことによりまして十分に

対処していくことができるものと考えておりますが、フロート制が長期化して、当初予定していた施策では十分でないと思われるような事態が生じる場合には、事態の推移に應じて適切な措置を適時にとつてまいらるつもりでございます。

一応の措置としては、これで対策はなされているものと考えます。

○神崎委員 フロート制が長期化した場合はさらに前向きな姿勢で検討をしていくということが残されていくということをいま聞きました。

そこで、いま大臣が言われたことは適時適切にひとつ積極的にやつてもらふということを前提にして伺いますが、昭和四十六年からきょうまで本法はどれだけ徹底をされてきたのか。また、この実績はどう評価しておられるのか。というのは、そちらからいただいている資料では、大体指定業種は百十三、そしてその範囲内の中小企業数は約十二万。しかし、この法の認定を受けた業者は約一万四千しかなかった。すると認定数は一〇％、十人に一人の割合です。こういうような実績が前回のドル・ショック以降今日までの実績なんです。これについて当局はどのような評価をいましておられるかということをお願いしたい。

○駐政府委員 ドル対法に基づく認定企業は実績が一万三千四百でございます。全部の中小企業から見ますとお話のように一部でございますが、指定業種と指定産地で約百八十回行ないまして、ドル・ショックによる大きな影響を受けるというところはほとんど全部をカバーしておるものと考えております。このドル対法の認定を受けたとすると、いろいろな施策がございするが、とりあえず企業としてまず先に利用いたしますのは信用保険の特例でございます。信用保険の特例を使つて市中から金を借りたいというふうな方からまず急いで認定を一万三千四百受けられたと言

える面がございします。そのうちに金融が非常にゆるみましたので、私は、この認定が途中である程度ブレイクがかかったというふうな事実があったのじゃないかと思ひます。ただし、政府関係機関

からの貸し出し、これは千八百億行ないましたが、これは申し出があれば貸すということでございます。したが、実は融資件数で三万五千件というふうな認定事業数よりもずっと多い方が認定なくして融資を行なうものでございしますから、県知事あるいは市町村長の被害を受けたという証明書を持ってきたいただければ政府系の金融機関で貸し出す、これが三万五千ということでございます。

○神崎委員 そこで続いて伺ひますが、認定基準の中で輸出比率がおおむね二〇％、こういうふうな説明されておりますが、二〇％というところで線を引かれた根拠は、一体何を根拠に引かれたのですか。

○駐政府委員 おおむね二〇％ということで、ドル対法に基づく業種指定、産地指定を行なつておるわけでございします。大体中小企業の場合に輸出比率の高い業種というのは産地をなしてございまして、これらの産地を拾つてみますと、繊維でも雑貨でも四割ないしそれ以上の輸出比率があるものが大部分でございします。二割程度というところで拾つていけば、それに準ずるところも一応全部指定できるだろうというふうに考えて二割としたわけでございします。

○神崎委員 この中小企業庁で出しておられる調査を見ただけでも、たとえば新潟県のようにいました熱市のいわゆる金属洋食器のような地場産地、これが全国で約三百、しかもこれらの輸出率は大体一〇％以上なんです。いわゆる輸出型産地といひますか、これが百二十ある。企業数では三万九千三百九件ある。このうち認定を受けた企業の件数と融資総額は一体どれだけになっておるかということをお聞かせください。

○駐政府委員 認定企業数は、先ほど申し上げました一万三千四百でございます。これとは別に、閣議決定に基づく政府系機関からの融資、これは三万五千件行なつておる。これは重複しておると思ひますが、重複してない部分が相当あることをまず申し上げたいと存じます。

それから、融資の実績でございしますけれども、

政府関係機関からの緊急融資は、ワケが千八百億でございまして、実績としてはそれをたしか十七億ほど下回るところが実績でございまして。これは千五百億最初にきめまして、あとで様子を見て三百億追加したということもございまして、余裕を見てやったということもあって、実績がそこでもまっておりますというのが実情でございまして。

このほかに民間から緊急融資が当然行なわれておるわけですが、この保険の使用実績、この場合には保険を使ったものがございまして。保険を使わずに、自分で金融機関に直接担保を出したとかいうふうなことで借り入れている場合が当然ほかにあるわけですが、その点については、実は残念でございまして、調査とか統計がつくりにくいものですから不明になっております。ただ、金融がゆるんだので、相当額の市中からの金融が中小企業に急激にふえておりますが、その中で輸出産地等につきましては、ショックの分も含めた金融が一部ではあるけれども当然入っております。その額は残念ながらわからないので申し上げることはできませんが、そういう実態になっております。

○神崎委員 ばくの言っていることが間違っておりますのかどうか知りませんが、もう一回長官に聞きます。

燕のようなもの、いわゆる地場産地ですね。こういうられるものが全国で大体三百くらいある。しかも、そういうものが輸出比率は大体一〇％、一〇％と二〇％の間になりあると思うのですが、これが一つの問題点だ。

もう一つは、専門的に輸出型産地といわれていますね。その輸出型産地なるものが百二十。この百二十の中の企業数が三万九千三百九十九ある。おたくのほうから出ているのですが、これは合っていますか。——それを続けて言いますが、それだけ掌握されておるなら、その件数である三万九千三百九十九の業態は、この民間だとか保険だとかいろいろおっしゃいますが、それだけの捕捉されている

ものが三万九千三百九十九件であるとするならば、これだけであつたのかということ、この三万九千三百九十九件は、直接融資を受けた総額はどれだけののか。もつと云うならば、一業態あたり何十万といいますが、何百万といいますが、どれほどの対策費としての措置を受けたか、こういうことを聞きたい。

○原山政府委員 お答えいたします。

全国で中小企業がかたまつて生産している産地は四百くらいあつて、そのうち約二百程度が非常に輸出に片寄つた産地であるという点については、先生御指摘のとおりでございまして、その産地を全部指定してはいないではないか、こういう御質問が第一点であつたかと思いますが、これは業種を指定しておるために、業種で指定しておればわざわざ産地を指定しないで済むというふうなことに相なつておるわけでございます。

それから、三万九千の数字は、私どもの数字が、いまよく確かめることができませんので、少し調べさせていただきたいと思ひますが、大体業種をまず指定しまして、それから業種で漏れたものをあとで産地で指定するというやり方をとつておるために、非常に輸出中心に産地を形成しているところでは、ほぼ全部拾えたものと私も考えておる次第でございまして。お答えになりましたでしょうか。

○神崎委員 少し筋が——あなたのほうの資料で私は申し上げている。ところが、それが三百が四百になつたり、三万九千三百九十九がわからぬと言われると、私のほうではよいわからぬようになるのですが、それはあなたのほうの資料もよく調べてもらつて、私はあんまりそこに対して重点を置いておらないのですが、重点は、前回のときに打たれた措置で、一業種、大体どのくらいの額の融資を受けたらうか、それによつてどのようになつたか、当時から今日に向かってきておるのかということをもし握つておられるのだったら答えていただきたい。

○原山政府委員 融資の業種別の実績を申し上げ

ます。

上位二十業種をあげますと、絹人絹、綿スフ、台所用品、鉄鉄物、金属工作機械等々でございまして、まず絹人絹織物業につきましては、件数が三千七百六件、金額にして百九十一億五千六百万円。それから第二位の綿スフ織物につきましては、件数が三千二百二十件、金額は百三十四億七千万円。その次に台所食卓用品は、件数が二千八百八十三、金額が七十三億二千九百万円等々でございまして。大体、おもなものはそんなところであります。

○神崎委員 業種全体の合計と総額の総計。

○原山政府委員 三万五千八百二十五企業に対して千七百八十三億円の融資が行なわれておりますが、これを業種指定、産地指定ごとに申し上げますと、業種指定分につきましては二万七千四百七十五件、千四百六十六億八千四百万円、産地指定分につきましては、三千八百八十六件、百七十七億二千四百万円、こういうふうな相なつております。

あとは個別指定のものでございまして。

○神崎委員 いまおっしゃつた一件当たりのやつは、資料であつただけですか。

○原山政府委員 資料であつて提出したいと思ひます。

○神崎委員 では、もう一件一件聞くことをやめます。

次に、お尋ねしたいのは、この法律は確かにある程度改善の面は認めております。さらに、私たちが尋ねなきやならぬと思つておることは、冒頭で通産大臣から、適切に時期を見てさらに積極的な改善をしていく、こういう積極的な発言があつたので、これも私が聞こうとするところを先にお答えになつておられますから、やめます。あとは、これから先、そういうことをやっていけるかどうか、その実績を見た上で問題提起なり、また申し上げるときは申し上げていきたい、こう思つておられます。

確かにこの法律案は、ある程度の改善の面は認める。それは改正案では、前回の認定者も認定を

受けられるとか、あるいは期間が延長されると

か、融資規模が少しは拡大される、これは先ほど大臣が答えられたとおりです。そういうふうなことは承知できます。しかし、私が申し上げたい第一は、この法律によつて中小零細企業がほんとうに救済されるのかという問題なんです。先ほどからなせ二〇％のところへ線を引くのかと言つておるのもこれに関連があるのですね。輸出で二〇％以上やれるところには、政府のそうした対策が直接あるいは間接に、恩恵といへば語弊がありますが、実質的にそのことについての対象者になり得られる。しかしながら、そうでない零細企業が救済されるのかどうか。

それと、申し上げたいのは輸出関連、それも先ほどから言つておりますように輸出比率を二〇％に限定している点です。また、特に申し上げたいのは、下請企業の処置がされてないという点です。当局は、四切り上げによつて直接、間接に受けた影響というものが非常に大きい、広い、また深い、こういうことを知つておられ、そのためにいろいろなところをいろいろな角度からの措置をとる、あるいは対処するということを発言され、一部ではやられておりますけれども、いわゆる二〇％という線以下の業態が非常にたくさんある中で、下請企業が一番過酷な目にあつておるのですね。

そこで、冒頭に申しましたように、通産大臣や総理大臣が、今回のドル問題に対しては万全を期す、こういうことを言われ、そうしてわれわれも大きな期待を持つておるのですが、いままた重ねて今後とも時期、時期において手を打つていくということを言われておるのですが、そのパーセンテージに達してない中小企業者、特に零細企業者に対してはどういう形で対処されるのか、これが一番困つておるんだ、それについては何か施策をお考えになつておられるか伺いたい、こう思ひます。

○駐政府委員 まず前回のドル・ショックのときの政府関係機関からの緊急融資を先に申し上げます

す。

これは件数で三万五千件行なわれたわけですが、うち国民公庫、これが零細企業を主として対象にしておりますが、三万五千件のうちで一万九千四百八十六件、約一万九千五百件でございますが、二万件近いものが国民公庫の貸し付けとして行なわれております。それで、国民公庫は四百五十億円のワケで融資をいたしました。平均が一件当たり二百二十四万ということになっております。したがって、国民公庫は平素は百二十万円くらいの融資の平均水準になっておりますが、それよりは倍近い水準の融資を行なっております。三万五千件のうちの二万件近いものをこなしておるといことが一つございます。これは法律に基づかない金融でございます。

それから法律に基づいての措置で、これはドル対策法による認定企業のようにあります。これを一万四千企業、従業員数別に申し上げますと十九人以下の零細層の企業が全体の四二・八％、それから二十人から五十人までが二七・三％、五十一人から百人までが一四・八％、こういうことになっておりまして、以上合計で八五％でございますが、十九人以下の層が四割強認定を受けていたというので、そして主として保険を使ったということが言えるわけでございます。

それで、それらの零細企業の方は無担保保険あるいは特別小口保険の利用をされたと思われるのですが、特別小口は、利用件数、実績が非常に少のうございまして、無担保保険では、四千八百三十八件の利用がなされております。そして保険の引き受け額が九十六億で、一件平均二百二十万というございまして、この無担保保険も従来の実績は大体平均二百二十万程度でございますが、それよりも高い水準の保険を利用したというふうになっておりますので、繊維の産地その他政府系の融資等も利用したというのがございますので、かなり大きい企業も入っていることは間違いございませんが、零細のほうもかなりな程度は使っているにございまして。

それじゃ、今回何か考えておるかというお尋ねがございまして、政府系機関の融資につきましては、国民金融公庫の利用促進という意味でワケもふやしてございまして、今回は四百五十億から五百五十億にいたしておりますが、従来三百萬万で保証人だけというのを五百萬円まで新年度から上げることに国民公庫全体も改正いたしました。すし、従来以上に国民公庫と零細企業との結びつきを円滑にしたいということで、担保の面等についても通牒もいたしておりますが、額の問題でも三百萬を五百萬に上げるといふような措置を実はとったわけでございます。

それから、下請企業をどうしたかというお尋ねがございまして、前回のときも業種指定、産地指定の際に通達を出しております。それから、産地指定の際に業種について、あるいは産地にかかわる原材料供給、部品供給の下請を含むということをはっきり通達で流してございます。

○神崎委員 下請は実際にどうなっておりますか。○駐政府委員 これは下請を含んでおります。下請でも認定を受けたものはございます。

○神崎委員 ここで大臣に、初めによいお答えをいただいておりますので、そのお答えに基づいたことでもう一回ひとつよいお答えをいただきたいと思ふのは、これは予算委員会でも主張いたしました。これは、全国の業者の切実な声にこたえて、中小企業全体に対する無担保、無保証、無利子の融資の実現が検討をされないか。問題点は、もう無担保、無保証というところまではきています。無利子というものは、ほかのものにはありますが、こういうものにはない。いまほんとうに中小企業の立場を考慮しておられるなら、ほかのものよりも、特にこの点を無利子にするほうがより国民は歓迎し、なかんずく対象者である中小企業、零細企業は喜ぶのですが、この点、もう一回この機会に通産大臣から決意を聞いておきたいと思うのですが、どうですか。

○中曾根国務大臣 共産党は無利子のことをかねがね主張しておりますが、前にも申し上げましたが、こういう段階になりますと、利子云々というよりも早く資金の手当てができるというほうが恩恵が多い。利子をただにしてくれるよりも、おそくなったら困る。大体利子はかなり安い額です。一、二万円で借りても何分というので、それほど多額の金額にはならないので、利子負担というものはそう経済運営の負担になるとは私思えないのです。そういう面から迅速にこれを貸し出す、そして企業指導を有効にやって、情報を提供するといふほうがよい喜ぶのではないかと私たちは思います。しかし、安いにしたことはいいし、ゼロにするといふことも一つの考え方でございます。すけれども、現在のそういう金利の体系になじみにくい要素があったわけですね。

○神崎委員 これについては財政当局との間で考えてみたいという話で、こちらともめておきます。というのは、無利子の制度について、商業振興法あるいはいろいろ現在通産省はお考えになつて、また出そうとせられてる法案の中にもそういうものを含んでいるのです。利子よりも早くやるといふことはもちろんですけれども、まず返すのに二年間猶予置くとかあるいは三年間猶予置くと、そしてワケを上げていただくという形、そのことでは対象者は喜んでくれるのですが、元金を返すところから、あらためて借りなければならぬ。その上にこういうような状態におちいっているときに、利子はやっぱりついてくるのです。時間がたてば、それを返済するだけで非常に苦しんでいく。そのほうが実は大きいといふこともひとつ考えておいてもらいたい、こう思っています。

そこで、結論的に言いますと、本改正案の基本理念は前回の対策よりあまり前進してないのだ。さらに、重要な点は、先ほども言われておるよう、前回の場合には、まだ中小企業には若干の力がありました。ところが、今回は前回とは状況が違ふんですね。一べんやられて非常に打撃を受けて、そしてこれに對してはやや回復しようといふところに二回目の打撃が来た。したがって、前回と違ふといふことをひとつまず認めておかなければならぬと思うのです。改正案ではほんとうにそういう違いをくみ上げておられないといふところに、先ほどから伺っておる要点があるわけですね。ほんとうに中小企業の営業をますます発展させるという立場であるなら、特に弱小業者は、名前は事業転換でございますけれども、どんどんつぶされていくのだ。スクラップ・アンド・ビルドというもので施策を推進するというのがほんとうの方針あるいはねらいである。円切り上げを契機にして中小企業をこの際再編成していくのだ、あるいはそのときに近代化とか、振興だとか、いろいろな形の名前や表現はつきましますけれども、中身としては淘汰されていくといふことであつて、それに対して根本的な立場からこれを回復する、あるいはこれをもう一べんまっ立ち上がらしてやるといふよりもスクラップ化する、こういうような形になつていくといふところに問題の重点がある。

○浦野委員長 松尾信人君。そこで、思い切った改正案が出るかといえは、いま論議しておるような程度で、各党の質問者もこれでよろしい、非常によかったというような側面よりも、さらにこれをばはる策的な立場から批判された質疑を重ねておられるという先般からの状態であります。したがって、政府は中小企業救済にほんとうに万全を期す、こう約束されておるし、先ほどから大臣も、さらにこれを見ていく中で善処し、あるいは積極的な形で拡大していく、無利子の問題についても検討の余地が全くないといふような立場でなしに、考えてみてほしいといふようなニュアンスのある答弁をされておりますので、私はこれで質問を終わります。

○松尾委員 先ほど大臣のほうからお答えがありましたので、これは何も大臣のお答えを聞く必要はありせんけれども、今回のドル対策は、一昨年のドル・ショックに比較しますと非常に問題が多うございます。そして拡大しておりますし、倒産または転廃業というところに追い込まれる寸前の業種、企業が出ております。

〔委員長退席、稲村（佐）委員長代理着席〕
大臣の先ほどのお答えのとおり、これは実態というものを十分把握いたされまして、しっかりとやっていただきたい、これを最初に要望しておきます。

それから次の問題に入りますけれども、前回のドル・ショックの対策のときにも言われたこととありますが、要するに、市場転換をやる、また二番目には製品の高級化をしつかりはかっていく、内需への転換をはかりましょう、このような方策をとられたわけでありまして、私がいま申し上げております市場転換、特に海外の問題、それから製品の高級化、内需への転換、こういうことにつきましてはどのような実績があつたかというところでありますが、これは長官、どうですか。

○駐政府委員 ドル対策法に基づきまして、事業転換計画を定めて知事の認定を受けたというのは現在まで二十数件ございますが、それ以外に特にそういう手続を踏んでおられますが、内需への転換あるいは海外への進出その他製品の転換等を行なった例が各産地でいろいろございます。

例を申し上げますと、内需への転換では繊維が非常に多いわけでございます。ほとんどの繊維の産地で内需への転換が行なわれ、その場合に製品の高級化を伴っております。

それから、神戸のケミカルシューズでも、これは繊維ではございませんが、同様の高級化を伴った内需への転換が大幅に行なわれております。こういう場合には、新規に特に設備をするということとはございませんで、既存の設備を活用しております。

それから、クリスマス電球では、既存の設備技

術を相当使ってインテリア関係の電球とかあるいは卓上電子計算機の部品等を行なっておりますし、秋田のクリスマス業界では、過剰になりまして設備を韓国に持っていまして合併企業の形で現物出資をしたというふうなことを行なっております。これは設備の活用といえるかと存じます。

それから、燕の洋食器でも、自転車の部品とか道路につけますカーブミラーとか、めがねとか、いろいろなものを行なっておりますという実態がございます。

○松尾委員 いまいろいろおっしゃいましたけれども、この市場転換なり高級化なり内需への転換ということは今後もしっかりとやっていくわけですね。そしていままでいろいろおっしゃいましたけれども、そのような転換の問題、高級化の問題、内需への転換、こういうことについてどのくらい業界が自主的にやる、またはあなたたちが一生懸命にタッチして主導的に指導していく、こういうことは現実にはどういうからみ合いになっておりますか。

○駐政府委員 繊維等では、業界の自主努力と構造改善の努力というものが非常に成果を生んできておるといことが申せると思っています。

それから、燕の業界とか、あるいはクリスマス電球業界のような場合には、地元の会議所、県あるいは通産省、いろいろ相談を現に受けてやってまいりました。クリスマス電球業界につきましても、三月にも部品生産の問題で電子工業会とか電気機械工業会のメンバーと現地の業者の人の会合というところを通産省の仲介で行なうということをしていまして、お互いに理解が深まって、現在商談がかなり進みつつあるというふうなこともございます。

でございます。でございますから、今後ともそういうふうな努力というものは当然続けるつもりでございます。問題は産地につきましても、より大きな構造改善ということが必要になってまいりますので、現在県と一体になりましてそれらの産地にチームを出しまして、この産地をどうしたらいいかということについて、産地の御要望に対

してこちらのアイデアというものをひとつ差し上げようということで、いま診断に取りかかっておるところでございます。

○松尾委員 これは単なる産地なり業界ではなかなかできない問題がたくさんあります。これはむしろ政府主導型というような面が大事だろうと思ひます。前回の緊急融資一千八百億、これで件数、金額、いろいろ出ておりますけれども、これは円滑にしておりますか。それが一つ。

それから中小の貿易商社でありますけれども、これはどういうふうになっておるか、対象からはずれておるのじゃないかというようにも感じますけれども、なぜこれを入れぬのか。当然被害は大きいわけで打撃は大きいわけでありまして、現実にはそういう方々にどのようにやっておるか、この二点を聞いておきたいと思ひます。

○駐政府委員 先ほど申し上げましたように一万三千四百認定いたしましたわけでございますが、認定申請があつて認定にならなかったというのは、たしか五、六件と承知いたしております。でありますから、認定申請したものはまず全部認定を受けられたというふうに考えております。

それから中小貿易の関係でございますが、業種指定、産地指定以外に別に弾力条項というのが法律にございまして、個別の認定をやっております。その中で、この中小貿易というのは二百数十社認定を行なっております。

○松尾委員 次は担保の問題、担保力の問題であります。

今回は緊急融資規模で二千二百億、商工中金等の内訳がおりますけれども、このようにドル・ショックでもう相当金を借りておりますし、これ以上担保を出して金を借りる余力はない。そういう点をあな方はどのように見ておるか。また一方、人件費も上がっておりますし、原材料も高騰しております。下請工賃の上昇もあります。そういう中でたくさんは休廃業が出、倒産をしている。こういう中で二千二百億、この担保力の問題ですけれども、そういう点をどのように思っておりますか。

やいますか。

○駐政府委員 担保力の不足は重大問題でございますので、ドル・ショック直後、市中銀行を含めまして関係金融機関に、担保、保証人については弾力的にこれを行なうようにということを強く要請いたしました。特に政府系関係機関については、担保の評価あるいは担保順位その他につきましては、極力弾力的に実態に応じて行なうように強い通達を出したわけでございます。

さらに、信用保険を使って担保力の不足を補うということが大切でございますので、信用保証協会に対しまして、保証協会が徴収する担保、保証人について同様弾力的に行なうように厳重通達をいたしますとともに、今回御提案している法律におきまして、無担保保険、特別小口保険の引き受け限度額というものの改定をお願いしております。また、予算措置に見合ひまして、新年度から、保険料、それから信用保証料の引き下げを実施し、今回のドル対法によりまして、ドル・ショック業者が保険を使う場合には、さらに引き下げた保険料の三分の二ということにいたしております。

○松尾委員 いまお答えがありましたけれども、現実の問題としては、あなたの方の通達等で解決できないのです。ですから、そのような話はお通じておるといっても、現実にはもう何も差し出すものはない。ですから借りない。小口だとか無担保とおっしゃいますけれども、そういうものは、総計で言いましたもたいたした金額にはならないわけでありまして、やはり何か考えを変えていきませんと、せっかくのドル対法——もう借りるだけのものは借りているわけですから、それをまた、うんと貸しますよ、こういうことになりまして、現実には借りにくい、こういうことを考えて、その点はどういうにやたらいいかということですよ。

○駐政府委員 仰せのとおり、一片の通達では第一線の具体的な処理というのはなかなか一挙に改善されるわけじゃないので、それぞれの

政府系の金融機関の中でも全国的な会議も開いて、趣旨の徹底等を十分はかるよう措置いたしたわけでございますが、今後とも御趣旨を体しまして十分監督を強めてまいりたいと思ひます。

〔稲村委員長代理退席、山田(久)委員長代理着席〕

なお、零細金融全般の問題でございすけれども、国民公庫からの貸し付けにつきましては、支店長限りで、担保は取らずに保証人だけで貸せるという制度がございまして、従来ワクが三百万円までということになっておりましたが、今回は、新年度からそれを五百万円に上げておるという措置、これは一般的な制度でございすけれども、これもあわせて行なうことをぜひ御了承いただきたいと思います。

○松尾委員 これは繰り返してございすけれども、現実はそのような認識のもとでは借りにくいし、小口だけになっていくおそれがある、これははっきり申し上げておきます。

それから中小企業対策——政策の問題ですけれども、政府もいろいろ考へてはきておられます。中政審の意見具申、そういう中におきましても、ソフトな面での対策、また中小企業多様性の認識、それから政策の指針的、誘導的な役割、こういうものを非常に重視しておるわけであります。何といひましても、このような企業成長の動きというものは製品の開発、それから情報収集であります。消費者の需要というものは多様化し、高度化しておりますし、こういう面での中政審の意見具申というものを対して、あなたたちがどのようにこたえていくとするのか、どのようにこれを重点的に取り上げてやっていくとするのかということをお聞きしたいと思ひます。

○莊政府委員 中政審の答申では、中小企業をとりまく国際環境あるいは国内の経済的社会的諸条件が大きく変わりつつある。それに対して企業の自主努力によって、企業もみずから対応すべきであるし、それに対して政府も的確な誘導策及び助成策を講ずべきであるということが基本姿勢に相

なっております。特にその答申では総論の部分の結びで三つのことを述べております。

一つは、御指摘のございましたように、中小企業政策というのは、今後は指導的誘導的な役割りを重んじなければならない。たとえば、企業に対するいろいろな先行きの情報の提供その他が一つの重要な課題でございす。

それから、単なる設備についての金融あるいは設備を改善するということにウエイトのかかり過ぎた政策ではなくて、製品の高級化であるとか販路の開拓であるとかその他の、いわゆるソフトというところを使っておりますが、ハードな面だけではなくてソフトな面での助成策の強化をすべきであるということをお述べしておるわけでございます。

第三番目には、これらの施策を講ずるにあたって、中小企業というのはきわめて多様であつて、かなり力のある層もあるけれども、零細企業が多い、この零細企業がしっかり企業として生成発展できるかどうか、中小企業政策として最も大切な点である、これに対しての金融、税制上の助成措置というものが格段に強化されるべきであるということをはっきりと指摘しておるわけでございます。来年度の予算等におきましても、そういう点に配慮を私どもかなりしたつもりでございますが、必ずしもまだ十分でございせんので、今後ともその方向で十分強化をいたしたいと思ひます。

○松尾委員 抽象的な答えでありまして、どうも具体的にそれをどう実現するかということは何もおっしゃらぬわけであります。予算が若干組んであるということでありますけれども、何としても製品の開発、いろいろの情報の収集、そういう力が中小企業、零細企業にはありません。ここに力を入れませんか中小企業の救済にもならないわけであります。

いまのお話のところでありますけれども、政府が本年度予算の中で振興事業団の機構改革を行なう、公害とか事業転換等について情報の収集、提供を行なう、これは仮称でありますか、中小企業

情報センター、こういうものをつくるんだ、こういうことをどのようにやっていくとするのですか。具体化の問題です。

○莊政府委員 中小企業事業団に今度つくりました調査情報部でございす、一度に全部もなかなかな行なえませんが、当面最も産業界が必要としております公害問題に対して、こういう対応のしかたをして成功した、こういう点に配慮すればうまくいくというふうな生きた情報を求められておりますので、この公害情報とそれからもう一つ、ドル・ショック等もございまして、製品の高級化等の経営多角化、転換の成功例、あるいはそれをやる場合にどういう点に配慮をしなければならぬかという実例に即した情報を望まれておりますので、この点と、二点をとりあへず四十八年度の重点にいたしまして、個々の情報提供体制を整備するということを考えております。情報提供先としては、各県におきまします総合指導所とか会議所、商工会、あるいは県中央会というふうなところを使ひまして、そういうところとの密接な連携のもとに情報を提供していくという考えでございす。

○松尾委員 これはそういうところを一つ一つ実現していきまさんと、言っただけでは何にもならないわけですから、こうしてやっていくというところをはっきりとめどをつけて、きちんと実行していくべきでありましよう。

次は、事業の転換の問題であります。いままでは大体金融面にうんと力を入れる、それから税制面についても考えるということをやつてこられたわけであります、その中でも事業転換のことが考えられております。これはほんとうに、いままでの金融面、税制面等で一応手厚いというようにあなたたちが思っているくらいのことをやられても、やはり非常に苦しいでございす、倒産も続いております、こういうことでありまして、そういう金融政策等だけでは中小企業というものはほんとに立ち直ることはできない。そうしますと転換業の問題にどのくらい力を入れていくかとい

うことに、一つは大事な点があると思ひます。先日の閣議におきましても、この転換の貸し付けに所要の改善措置を講ずる、このようにあるのでありますけれども、具体的にはどういふふうに考へていくのですか。

○莊政府委員 ドル・ショックだけでなく、中小企業が今後経済の新しい手として発展をせしめらうということが大切でございまして、このためには、やはり情勢の変化にこたへた積極的な政策という意味での高級化、多様化、転換というところが大切なわけでございす。これはやはり中小企業政策の重要な一つの柱だろうと思ひます。特にドル・ショックを受けたところについてはそれが至急に望まれるということでございます。

そこで、いろいろな税制、金融上の措置は一応あるかというお話でございすけれども、私どもは現在ドル・ショックの転換助成策というものの内容につきまして、財政当局といまその内容の改善につきまして事務的な折衝をすでに開始いたしております。現在四十産地について診断を行なつておる申し上げましたが、それらが円滑にいくためにぜひひくが必要であると思ひますので、その診断の結果もよく見まして、財政当局と前向きに内容改善をセツトしたいと考えております。

なお、産地等に属しない個々の企業でも転換を現に行ないつつある例が多数ございすので、これらにつきましては一般的な会議所、商工会等を通ずる相談あるいは県の指導所における相談体制というものをさらに強化して、そちらの方面についても企業のよき相談相手になれるようにということをぜひ行ないたいと考えております。

○松尾委員 やるというお話でありますけれども、四十七年度よりこの事業転換の貸し付けという制度が始まって、国民金融公庫、中小公庫、振興事業団の予算ワク、また、それに対する実績というものを覚えておるわけでありますけれども、ワクの消化といひますか、申し込みといひますのか、転換業の実績といひますか、そういうものが非常にない。

これはもうばくのほうから言いますけれども、中小公庫は、五十億の予算でありますが、実績が四億一千六百万、国民金融公庫では、この予算は十億、それに対してわずかな件数でありまして二千六百万、これはどういうことなんでしょうか。それから中小企業振興事業団、この転換融資事業実績はどうか、これはほとんど実績はない。こういうことから、一生懸命やろう、ワケは組んだ、そしてやっていたところ、その努力はわかりませんが、現実には何も出てこないというところは、どういふわけでしょうか。どういふ事情でしょうか。

○原山政府委員 御指摘のとおり、事業転換の中小公庫、国民公庫の貸し付けはその後少しふえまして、現在中小公庫では四億四千一百万、こういうふうに相なっております。国民公庫は四千八百万というふうに若干はふえてきておりますが、従来、事業転換というのは企業の根本を変えるものでございまして、なかなか企業として踏み切りがたいというふうなことで、あまり実績が多くなかったというの御指摘のとおりでございます。しかし、たび重なるドル・ショックによりまして、最近では非常に事業転換の意欲の出ているものも出てまいりましたので、今後はこういう制度は相当活用されることに相なるのじゃないかというふうに思っております。

なお、先ほど私どもの長官が財政当局と折衝しているというふうなことを申し上げましたが、今年度から条件を緩和して、より使いやすいうようにしたいということで現在検討しておりますが、その要点を、ごく方向だけ申し上げさせていただきます。従来事業転換の中に新しく指導事業に基づき転換というふうなワケをつくるということが第一点でございます。第二点としまして、貸し付け限度が現在八千万でございますが、これを一億二千万に引き上げるといふようなことでございます。それから特利をする対象に、設備だけでなく建物等も含めたらどうかというふうな問題、最後に金利でございますが、ドル・ショック

転換につきましては金利を通常の七割から引き下げるように現在交渉中でございます。大体六・五割程度に持っていきたいというふうに思っております。

○松尾委員 大臣、いまお聞きのとおりでありまして、やれ知識集約型だとか事業の高度化、産業構造の転換、こういうことが非常に重大なお互いの課題であり、政府も考えておられるわけでありけれども、事、中小企業に関する限りは、そのような金融的な措置をとりながらも現実には進んでいない。これが現実です。ですからどうかしようといつても、いろいろな条件緩和等を言われましていただいても、これはなかなか条件がきびしいわけですね。特にこの事業団の分につきましては非常にきびしい。また、ドル対法の指定業種または指定産地というふうなことになるわけであります。この条件というものをうんと変える、また、政府にこういう指導体系というものがあつたら、そういうものをしっかりとつて、これはぐつとこちらのほうへひっぱつていきたいと思います。おくれがちな中小企業というものはますますおくれについて、ほんとうに体質の改善ができないわけですよ。いままでの実績というものを反省されまして、これは大臣のほうからうんと力を入れていきたいと思います。大蔵省の予算も、なんだ実績もほとんどないじゃないかということ、これは現実が困難であらう。現実にはそういうことをしっかりとつていかなくてはできないという要請がありますけれども、これはひとつ大臣からはっきりした答えを聞いておいて、私は事業転換というものをしっかりとやってもらいたい、このように思うのですが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 御指摘の点はまことにこともとでもございまして。正直に申し上げて、われわれのほうも的確な転換業種を各業態について見出すというところは非常に困難な実情にございまして。したがって、そのおのおのの直面している業態の皆さんとよく相談をして、親身になってこちらから誘導できるように体系をつくって差

し上げなければならぬ。それにはそれにふさわしい仕組みをわが官庁内部においてまず先につくって、そして誘導する確固たる方針をやはりつくり上げなければならぬ。まさに御指摘の方向に思われますので、われわれのほうもそういう方向に持っていきたいと思っております。

○松尾委員 もう一つ大臣のお答えを聞いておきたいのは、先ほど申し上げました製品の高度化、高級化、それにはデザインとかファッション等とかいろいろありまして、これもなかなか個々の中小企業ではできません。何か政府が、やはり施設とか、そういうブレンとか、そういうものをしっかりと見つけるとか、養成するとか、ここに行けばいいというふうなところをつくりませんか、これも単なる作文的な構造改善をやりますとか、事業転換をやりますというのと一緒で、現実に進まない。ですから、結局いろいろ追いつけ食らつたり、外国のそういうものに負けていくということが言えるわけでありまして、これは大臣、ひとつしっかりと考えてやってもらいたいと思うのです。手の届かない分野がございしますからね。ひとつお考えを述べてください。

○中曾根国務大臣 ただいま申し上げましたように、事業転換というのは難事、難事でございます。口で言うほど簡単なやさしいものではないということをよく心得ております。そこで、やはり通産省全体で取りかかると、いろいろな企業の情勢を見ながら、たとえば、大企業がある方面に進出しようとする場合に、それを感じとらまらして、余裕があつて可能性がある場合には、そういう転換事業のほうを優先的に差し向けるとか、そういうように通産省全体のペースで転換を促進するような指導要綱というべきようなものをつくりまして、一生懸命努力してみたいと思ひます。

○松尾委員 この金融のいろいろの措置、政府のいろいろのドル対、また今回の措置ということ、問題は先ほどからいろいろ指摘がありました。おりに、どのようにスムーズに金が借りられるかというところが一番大事な点でありますけれども、中小公庫でも国民金融公庫の分でも、直貸しですが、こういう審査期間ですね、申し込みがあつた、それからだめならだめ、オーケーならオーケーという、この審査期間というものがいまだどのくらいか。これは私が先に申し上げておきますけれども、非常に長いということでございますけれども、どうですか。要するに、いろいろの金融、助成策、これは末端では借りられるか、借りられぬかという問題です。そこでいろいろトラブルが起こつています。何日も呼び出されて、また出てこい、こういう計画書を出せ、そして最後にだめだといふのが相当出てきておりますし、借りられなくても、相当期間が長くて、もう申請者がいやになるほど非常につらい思いをしている、これが実情であります。これは長官から答えてください。

○庄政府委員 中小公庫は、発足当時は、非常に金融ベースと申しますが、手続が煩瑣で審査が長引いたということがいわれておりましたので、その後鋭意改善につとめました結果、昭和四十六年度では九十日くらい平均かかっておつたというのが、四十七年度第一・四半期では七十日、第二・四半期五十三日、第三・四半期四十三日というふうに平均日数でかなり短縮してきております。相当スピーディーな処理に努力をしておるのでございます。これは平均でございます、何回か取引のある企業の場合は三十日程というふうになっております。ただ、中小公庫の場合には、運転資金融資というものがほとんどございまして、ほとんどが相当多額の設備資金になっております。そういう関係もございまして、担保の問題とか、あるいは事業計画の審査等で、運転資金などを扱っている国民公庫などよりもどうしても長くなるを得ない面があると思ひますが、今後とも一そうこれを縮め、迅速、的確に行なうということが大切でございますので、十二分に注意いたしまして指導をいたします。

○松尾委員 大臣、いまお聞きのとおりでしてね。

九十日だとか六十日、四十日ということでありまして、やはり非常に借りにくい。それからおまけに担保なんかもだんだんなくなつて、もうほとんどないという状態ですから、なかなか現場は出ないんです。ですから、うんと金を用意したから安心だというわけにいかないということです。せめてこれは一週間、十日でケリをつけるといううなことを考えないと、そのつど——自分が親方です。従業員もたくさんいないんです。親方が行かないと説明できぬというので行っているわけでありまして、そのつど行きまして、仕事が一いつぶれるわけです。そして書類を出してもだめだったという事例も多々出てきております。大臣はそういうこともよく知って、やりません、ほんとうにおれはこういうことをや

つたんだ、予算もこのようにやつたんだ、ずいぶん大蔵省のほうと苦戦して出したんだとおっしゃるけれども、末端ではそうはいかないということを認識されまして、要するに、その審査期間の短縮、原則、そういうものをはつきり打ち出されまして指導というものをきつとやりになりませんと、末端にはこういう制度というものが浸透しない。そしてその間にいろいろ問題が出て、倒産とか転売とか、いつの間にかやられたら、こういうことにつながつてきておる。いかがですか、お考えは。

○中倉根国務大臣 事務当局にも聞いてみますと、中小企業金融公庫等は事業処理量は非常にふえておるそうでございます。ただ、定員もそうふえていない。そこで、報告書類とかそういう書類をできるだけやめさせて、事業を簡素化してフル回転してやっておるそうでございます。こういうような重要な仕事に当たっておる中小企業関係の金融機関については、人間をふやして能率をもっとよくすることも考えなければならぬような気もいたしますと同時に、仕事の内容自体も、その金融を受ける側の弱い人たちの身になってやっておける必要がある、そう思ひまして、改革を試みてみたいと思ひます。

○松尾委員 ぜひやっていただきたいですね。そして要求する書類が、こんなもの、あんなものというんですよ。そういうところをよく見てやってください。

保険の問題に入りますけれども、私のもらった資料では、四十六年度に比べて四十七年度の普通、無担保、特別小口、この付保の状況、件数等でありますけれども、これはうんと減っている、こう私は理解するのですけれども、いかがですか。四十六年度に比べて四十七年度はどうか、まずその点をお答えください。

○荘政府委員 約一％ほど金額で四十七年度は減つたことは事実でございます。これは金融の超緩慢ということも非常に影響した一時的な現象である、こう考えております。

○松尾委員 四十六年度に比べて四十七年度ですからね。それは金融の緩慢もあつたろうといううなお話でありますけれども、やはり借りにくいのではないかと、要するに、保険で引き受けることが非常にむづかしくなつてきているのではないかと、このことを私は現場におつて感ずるわけです。これはよく見てください。いまのようなお答えだけではなくて、なぜ減つたのか。件数もうんと減つておりますし、金額も減つております。これはもう少し納得のできるような回答を願ひたい。それから保証協会自体の問題でありますけれども、いろいろこれも質疑が重ねられておりましたけれども、この保証協会の経営に不安はないのかどうか。これは総体的にこの収支、そういう点からの経営の実態ということについてお答え願ひたい。

○荘政府委員 四十七年度で保険の引き受け実績が一％前年より減りましたが、前年四十六年度は三五％ぐらいいふえております。それまでずっと年々二〇％から三〇％の伸びでございまして、特に四十七年は、やはり金融の異常な緩和というところの反動ではないかと存じます。もちろん御指摘のございましたように、信用保証協会がもっと中小企業になじむように、スピーディーにかつ的確

に処理をするということが基本的に非常に大切でございます。ドル対策については、嚴重な担保条件その他について通達もし指導もいたしてありますが、ドル対策に限らず、業務全般について御指摘の点を十分体しまして今後指導に万全を期したいと存じます。

それから、保証協会の経営の状況が総体としてどうかというお尋ねでございますが、これは国からの助成手段としては融資基金、これが四十八年度の予算を含めまして約九百億円の融資が行なわれております。そのほか、県からの出捐、市町村関係金融機関等からの出捐等も年々着実にふえてまいつておりました。四十六年度末の保証協会の流動資産が四千九百九十三億、四十七年度末ではおそれるが四千五百億ぐらいの規模にふくらんでおると思ひます。これが市中銀行に預託されまして、数倍の規模での保証付金融というものが約束されるという仕組みになつておるわけでございまして、お話のように、この保証協会の資産を充実していくことが、実質的には保証付の融資の実現規模を大きく決定いたしますので、県も助成を一段と強化する、国も融資基金については四十八年度百億出資することにいたしておりますが、今後ますますにこれの増強を考えてまいりたいと思ひます。

なお、御参考までに四十六年度の保証協会全体の収支を単年度でございすが一言申し上げますと、収入が二百八十億、うち保険料収入が二百二億円になつております。七十八億円のいろいろな財産の運用益になつております。それから支出は二百二十一億で、差し引き五十九億円の黒字といふことで、いま協会自体は健全な運営をされております。この二百二十一億の中で人件費が六十億近い規模になつております。これも年々上げなければなりませんので、事務の合理化も必要でございますが、国及び県あるいは市町村金融機関等の援助、助成ということは今後さらに進めまして、保証料は引き下げる、しかも業務量はふやす、人件費も十分人材が集まるように適正な水準は確保

する、こういうことをぜひいたしたいと思ひます。

○松尾委員 経営が健全だ、こういうことであります。ならば、この窓口業務ですけれども、先ほど大臣もお答えになったとおり、何といつてもこの保証協会の保証というのが一番零細企業の集まる場所ですよ。ですから、ここで親切にやつてもいい、ここで早く仕事をやつてもいい、そして立ち上がるのができたというのが実績なんです。ところが、現実がそういつておりません。これは先ほど政府三機関についてお話をしたのと一緒でありまして、大衆の需要に一番先端でタッチしているところはここだというくらいに御理解なすつたほうがいいのです。

そこで、いろいろやはり政策金融という立場を厳然と守つていかなければいけないのでありますけれども、非常にきびしい。きびしいことは事故というものがなつていくわけでありまして、それから、それはある程度私もやむを得ないと思ひますけれども、先ほどの質疑の中で事故率——普通保険、無担保、特別小口、こういうものの事故率というものは私のほうも調べております。これはわずかな率になつておる。これは嚴重な審査をしたからそうなつておるのか、それはわかりませんが、そういう現状からいつてもう少し大まかにこれは見ていくべきじゃないか。それから早く処理していくべきじゃないか。そうして政府が腹をきめて大まかにやつてみよう。早くひとつ第一線の処理をやつてみようという腹をきめられたあとの事故率というものを一べん勉強してみようというくらい腹をきめない、一番先端のこの保証協会の保証というものが現実では非常に困難である、こういう点について長官はどのように考えますか。

○荘政府委員 事故率の減少は、金融の非常な緩和といふことも四十七年度においては一つの原因だと存じますけれども、同時に中小企業の経営の内容が近年かなり改善されてきておる。それから、中小企業の方自体に保険制度を活用するといふお

るな総合的な結果として出てきたものと承知いたしておきます。

信用保証協会は、御指摘のとおり、中小企業政策の重要な一つの柱でございまして、保証協会は公的な職務を帯びた機関でございまして、政策的な見地に立つて、特に零細企業の場合には、金融の円滑化に貢献するという姿勢で運営をしなければならぬことは当然でございまして、その方向で今後とも利率の引き下げ問題とか、限度の引き上げ問題とか、事務の簡素化、担保、保証人の徴求の弾力化というような運営面できめこまかい配慮を加えまして、実績が年々あがっていきましますように、私も厳重に監督をしてまいりたいと存じます。

他方やはり県と、国民の予算を使って運営しておるものでございまして、数多くの方が利用して活用していく、そういう共同の重要な機関でございまして、中小企業の方にも保証協会の盛り立てるといふ御尽力も当然願わなければならぬ。ただし、そうかといって、不幸にして事故が起こったときに、市中銀行のように担保その他を全部実行して回収すればいいという式の運営は現在いたさせておりません。あくまでも中小企業が立ち直って事業が軌道に乗って、また返せるようにまずしてやる、そして返せるようになったときにその範囲で回収するという原則にしております。

回収率のほうは六、七割でございましてけれども、そのあたりのかね合いに十分配慮していき指導しておるということをぜひこの際御報告いたしたいと思ひます。

○松尾委員 これは問題がありましよう。ありましようけれども、やはり何といても経営自体は非常に堅実である。保証協会のことでありますけれども、だんだん年々資金的にもふえておりますし、そこから入ってくる収入面というものも確保されておる。ですから、いままでの実績というものを踏まえまして、ほんとうにこれは大衆の庶民金融の政策金融の前線、第一線の味方であるといつてみんながたよれるように保証協会有成

していく必要があるわけですが、ですから、まだまだいまの答えは——私は、もう少し決意を固めて、審査期間を短くしてみよう、思い切つて一週間、十日で結論を出すようにしてみよう、そうして保証料等も下げてみる、経営のほうもながめていく、それから半年、一年たつての事故率を見てみる、そしてやってみようかというふうなものを一つ一つつくっていきまさんと、政府三機関もそうでありまされども、この保証協会の実績、大衆に直結した保証というものが遊離していくというところを繰り返して上げておく次第であります。しつかりやっていたらいいと思ひます。

それから公害防止保険でありますけれども、これは四十六年より実施されておる。これもワックから見た消化率なんかどうなんでしょうか。

○莊政府委員 実績を申し上げます。

四十六年度は、保険の引き受けが千六十一件、六十五億四千四百円でございます。四十七年度は、四十八年一月末現在でございまして、一年未満でございまして、件数では二百件はふえまして千二百九十九件、金額も約二十億ふえまして八十六億六千万円、こういうのが状況でございまして、(松尾委員「ワックと実績」と呼ぶ)引き受けワックは百四十億でございます。

○松尾委員 時間も参りましたので、これで私の質問を終わります。

○山田(久)委員長代理 官田早苗君。

○富田委員 最初にお断わりしておきますが、私の質問がいままで諸先生方の質問と重複する場合もあると思ひますので、その点は簡略にお答えを願ひたいと思ひます。

まずドル対策法の一部改正の本論に入ります前に、現行法及び各種の措置が一昨年の円切り上げ対策にどのような効果をあげたかをお伺ひしたいと思ひます。

まず一番は、現行法の対象となつております認定件数をお聞かせ願ひたい。また、その中小企業に対する政府系三公庫からの緊急融資規模及び設備近代化資金と高度化資金の返済猶予金、この三つの数字はどうなつておりますか。お聞かせ願ひたいと思ひます。

○莊政府委員 認定企業の件数でございまして、一万三千四百二企業でございまして、これは全国業種として指定された関係の認定が一萬一千六百四で大部分でございまして、

それから、中小企業三公庫からの融資実績でございまして、ワックが千八百億に對しまして、実績は千七百八十三億円でございまして、件数は三萬五千八百二十五件でございまして、

それから、高度化資金等の返済猶予の実績でございまして、高度化資金は六百六十二件、五十六億八千七百円が返済猶予に相なつております。

それから、設備近代化資金は七百七十件、三億八千八百万円が返済猶予実績が出ております。

○富田委員 次に、緊急融資の貸し出し条件でございまして、あとの質問に關係をいたしますので聞いておきたいと思ひます。

現行法では年利が六・五の条件緩和となつておりますが、今回のフロートに伴う緊急対策、つまり閣議決定の特別融資分は年利が六・二となつております。金利の差があるわけですが、六・二と六・二の差にそえる措置はできないかどうか、お答え願ひたい。

○莊政府委員 私どもも金利はなるべく低い金利にいたしたいというふうに考へて努力をいたしてまいりましたけれども、預金部資金のコストがございまして、それと政府系関係機関の人員費等、経費がどうしてもかかりますので、六・二というのとは相当大幅な逆ざやに実は相なつておりますので、これをさらに大幅に下げたいことは實際上なかなか困難な事情がございまして、

なお、今後の問題といたしまして、預金部資金はいずれ近々貸し出し金利が引き上げられる方向にあると存じますが、そうなりますと、六分二厘の維持をするということはおそろしいという問題に相なるわけでございますが、この点は、ドル対策融資の金利は絶対上げないという方針で、いま財政当局と鋭意折衝いたしております。

○富田委員 次に、税制措置によりまして効果についてお聞かせ願ひたい。租税特別措置法改正によつて、欠損金の繰り戻し還付制度の特例を設けておるわけですが、これも、この実績と今後の見通しはどうなるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○原山政府委員 私どもが現在二百七十企業について調べてみたところ、これによる税制還付を受けた金額が六億五千万というふうなことに相なつております。なお、この中では回収率が二〇〇程度でございまして、おそろしく還付を受けてない人は回収しなかつたのが多いかと思ひますが、一応回収率二〇〇ということでは六億五千万というものが当方の調査でございまして、今後につきましても、もうすでに三年前までさかのぼって税金還付を受けておられますので、還付する余裕は相当少なくなつておられると思ひますが、ドル・ショックによつて新たに欠損金に落ちたものもあろうかと思ひますので、やはり相当程度実績が出るのではないかとお考へしております。

○富田委員 伺いましたように、金融税制措置ではたして輸出関連中小企業の体質改善は進んでいるのかどうかという問題がございまして、円切り上げ後の当面はしのげると思ひますが、円切り上げ後の当面はしのげると思ひますが、円切り上げの結果が出てくるかどうか、輸出産地などでの具体例がございましたら、ひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○莊政府委員 わが国の中小企業のためまざる前向きな経営努力によりまして、第一次でドル・ショック産地といわれましたところでも、かなり前向きの対応策が実際に進捗しつつございまして、これは一番大規模と思ひますが、繊維の内需への転換、高級化でございまして、クリスマス電球とか、燕の洋食器とか、こういう機械関係、器具関係のところにおきまして、技術設備を使って新製品をつくるとか、あるいは海外に進出する等、多角的な形で企業自体が鋭意努力を始めております。今後はさらに一そうこれを広げまして、政府としても指導助言を強め、助成策も改善をはかり

たい、かように考えております。

○宮田委員 それでは本論に入りますが、まずドル対策法の改正案でございますが、ここで示されるような法改正も必要ではございますが、中小企業者の最大の不安は、何と云っても円がいつまでフロートしておるか、それがいつ固定相場に戻るかということが一番大きなものではないかと思ひます。

そこで、時期に対する見通しと、今回の法改正は固定相場制に戻った場合にも適用できることを前提にしておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○駐政府委員 途中でかりに固定相場に復帰いたしましたとしても、この助成措置というものは何ら変わるわけではございません。法律の有効期限も五年ということ、その点も明記してございます。

○宮田委員 政府は、政府系三公庫から二千二百億を特別融資することにしてありますが、すでに金融界は金融引き締め基調にございまして、秋口にかけ金融引き締めが浸透した段階で、特別融資分はもろろん問題ないにいたしましたが、輸出関連中小企業の資金繰りが苦しくなるといふように予想されますけれども、この点はいかがでございますか。

○駐政府委員 中小企業の三機関に對します資金需要は、今年に入りまして昨年同様に比べましてかなり大幅の伸びを示しております。資金需要として具体的な借り入れ申請として出てくるのは将来でございますが、口頭で前もって申し出ておるものを調べてみますと、かなり高い伸び率になっております。それで特に今回は金融の引き締め下におけるドル対策を進めなければならぬということ、第一回目と非常に違うわけでござい

ます。

中小企業の金融の円滑化という問題につきましましては従来からの基本線でございますので、状況の推移を十分よく見まして、金融が不円滑なために、中小企業がせっかくの経営努力をしても経営がうまくいかないというふうなことは絶対にない

ように十分善処したいと思ひます。

○宮田委員 前回のドル・ショック時に実施いたしました緊急融資の返済猶予について詳しくお聞きをしたいわけでありまして、猶予期間中の金利負担がどうなっておるかということでございます。私が言わんといたしますことは、最初申し上げましたように、利子の違いというのが今回と前回とは出てきておるわけでございまして、これではちよつと不公平といひますか、問題がありはしないか、こういう気持ちがあるものでございまして、そういう点についてどうお考えになっておるか、お聞きを願ひたいということでございます。

○駐政府委員 猶予期間中におきましても、これは政府関係機関の融資の従来からの一つのきまりのようなものでございまして、元本の返済は猶予するけれども金利だけは納めていただくという方針でございます。今回のドル・ショックに際しまして中小企業界の御意向をいろいろ伺ったのでござい

ますが、何と申しまして資金繰りをつけてもらいたい、元本を返すとなると巨額の返済になる、金利とは全く比較にならない多額のものが返済になるわけでございましてからたいへん苦しくなるので、何はさておき返済猶予を望むということがございまして、これについてはさつそく実施したわけでござい

ます。

○宮田委員 先ほど現行法が企業の体質改善に果たした役割をお伺いしたわけでございまして、今回の改正やその他の施策によって業種転換などをどのように進めようとしておられるのか、その点、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○駐政府委員 業種転換というのは、Aの品物をつくっておったものが全く違ったものになり全部向かうということばの上での転換ではござい

ませんが、実態は既存の設備なり技術を極力生かしながら、そして成長性の高い製品に部分的な転換を行なつていて、それを計画的にふやまして、そして従来の部分をそれに見合つて縮小していくということを行なつておるのが中小企業の間々までの現状でございますし、また、そ

う形をとつて成功しておる例が非常に多いわけ

でございます。大臣も先ほど申しましたように、事業転換というのは、そういう形にいたしまして、これはなかなか言うはやすく行ないがたい、企業経営上のたいへんな問題でございますので、政府としての助成策もいろいろございまして、この諸条件の改善については、いまま財政当局と検討いたしておりますが、今後ともさらにそちらのほうへ向かつての努力を大いにいたしたいと思ひ

ます。

また、個々の企業ではなかなか対応しにくいという面がございまして、政府、都道府県一体になりましていろいろな情報の提供、指導、それから知恵を貸してあげると申しますか、そういう診断のようなこと、これらを非常に重視して、い

ま実際に四十産地ほどに對しまして進めつつあるところでござい

ます。

○宮田委員 当然のこととは思ひますものの、この法改正案自体の中心が特に金融面ということになっておるわけでございまして、あえてたゞいま質問をしたわけでございまして、答弁によりまして、金融面以外の適切な指導をするということをおっしゃつてお

ります。

さらに、私もから現地の立場で申し上げますと、出先の機関もあることとございまして、より小まめな適切な指導ということが今日一番必要

なときと思つておりますので、ただいま答弁をされた以外のことにございまして、ひとつ十分に配慮してはほしいということを現地の希望としてまず申し上げておきたいと思ひます。

○原山政府委員 先生の御指示に基づきまして今後指導を進めていきたいと思ひます。具体的に、去る四月十二日に全国の商工部長に集まら

なお、こういう産地でかたまつてゐる事業以外の問題につきましても、いろいろ転換なり製品の高度化の問題はあろうかと思ひわけござい

ます。これにつきましては、中小企業振興事業団の調査部におきまして、実際の転換なら転換の事例集といふものをつくりまして、これにそれぞれコメントをつけまして、わかりやすく皆さんに参考

に提示するように、鋭意作成について努力中

でございます。

○宮田委員 あと質問はほとんど重複する面がござい

ますので、これを最後にさせていただきますが、まず通産省は事業の転換を円滑にということを中心のよう

でございます。どうも中小企業に働く労働者のことがおびやうにされておるような気がするわけでございまして、労働省の担当者にお伺ひしたいわけ

でございますが、この種の関係で一番大きく問題になりますのは、そこに働いてお

さいますが、こういう制度を六カ月というのではなくて、認定中小企業から離職をされる中高年齢者につきましては、六カ月ないし一年をさらに延長をする特別の措置を講ずることを予定いたしておきまして、そういう制度を積極的に活用いたしまして、今後きめこまかな職業相談あるいは転職に必要な職業訓練というものを進めてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

なお、住宅対策といたしましては、特に再就職に伴いまして住居を移転される労働者の方については、事業主に対しては雇用促進融資というものを用意いたしておきまして、そういう事業主によります従業員の住宅確保という点についての積極的な援助をしていきたい、さらにまた、雇用促進事業団が建設をいたしております移転就職者用の宿舎というものがござります。

〔山田(久)委員長代理退席、田中(六)委員長代理着席〕

そういうものに入居をしていただく、こういうような形の中で再就職あるいは職業訓練、住宅確保対策というものを進めていきたい、こういうことで考えておるわけでございます。

○宮田委員 終わります。

○田中(六)委員長代理 渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 私は、だいぶ前の方から質問があつて、お答え願つた点が非常に多い関係もありますから、できるだけ簡略に御質問申し上げたいと思ひます。

第一点は、公害防止保険の引き受け額が昭和四十六年度の場合には六十六億円、これは四十六年度から発足をしておるわけでありますけれども、四十七年度の予定額としては百四十億円になっておるわけでありまして、これは昨年の四月からことしの一月までの十カ月の実績では六十三億程度になっておると思ひます。これは予定に比べてかなり伸び悩んでおるわけですが、公害防止という問題がきつて重要な段階で、この保険の利用が必ずしも伸びていない理由、あるいは実態などについて最初にお伺いをしたいと思ひま

す。

○駐政府委員 御指摘のように、ワクに対しまして消化の状況がおおむね半分程度という実情にござります。この原因としては、いろいろな原因があると思ひますが、一つには、中小企業は公害防止に最近是非常に積極的でございますが、資金の性質上、市中銀行からの借り入れというよりも、むしろ長期低利の政府系の公害防止事業団でござりますとか、中小企業振興事業団の融資というものの利用に現在向かつておるといふ点がやはり背景の一つあると思ひます。同時に、この保険につきましてもまだなじみが少ないと申しますか、料率の問題等も、保証協会の窓口では一歩以上のものにも相なつておりますので、そういう点も一つのネックになつておるか、これも事実かと存じます。

○渡辺(三)委員 今回の公害防止保険については、ん補率の改善が予定されておりますけれども、いまお話がございましたが、公害防止の必要性にかんがみまして、無担保保険に公害防止の特別ワクを設けてさらに保険料を大幅に引き下げる、そして利用の促進をはかる、こういうふうな抜本的な改善を今後の課題として検討されてみるお考えがどうか、この問題であわせてお伺いをしたいと思ひます。

○駐政府委員 無担保保険につきましては、いわゆる零細金融の円滑化をはかるという趣旨でございまして、設備資金も運転資金も対象にしておりますが、運転資金の比重が非常に高いわけでございまして、片や公害防止保険のほうは、零細企業もござい

ますけれども、中小企業の中でも相当上の部が長期の設備資金としてまとめた金額を借り入れるということとございまして、両方合せて一本の保険というものは、運営面におきましてもかえつて実態に合わない面もあらうかと思ひますが、それぞれの保険制度は一応現在どおり別個にいたしておきまして、無担保保険につきましても、また公害防止保険につきましても、それぞれの金融の

円滑化がはかられますように制度の改善をはかつていくという方向で検討させていただきたいと存じます。

○渡辺(三)委員 この問題については、最初に御質問申し上げました内容にありますように、十分に活用されておらないというふうな面が実態としてはあるわけですから、いまのお話もございまして、けれども、中小企業としては重大な問題でありますだけに、十分円滑に利用できるように、あるいはまた必要なものについては積極的な指導をやるなり、そういう施策を充実させていくように努力を払つていただきたいと思ひます。

それから次の問題は、信用保険法の改正とあわせて保険公庫の保険料率の引き下げ、政令事項になりますか、予定されているというふうに思ひますが、具体的にどの程度の引き下げを考えておられるのか。あるいは私若干座をはずした時間があつたので、お答えいただいたのかもしれないと思ひますが、その点のお答えをいただきたいと思ひます。

○駐政府委員 保険料率は政令改正によりまして四月十六日からすでに実施をいたしております。ただし、ドル対策関係の保険につきましては二月十四日にさかのほつて適用することにしたしております。引き下げの率は今回は八・四一%でございまして、五種類の保険制度がございまして、総合で現在〇・六七五%の保険料率と相なつておりますが、これを〇・六一八%まで八・四一%引き下げるといふのが今回の引き下げの内容に相なつております。

○渡辺(三)委員 それから中小企業信用保険公庫に対する政府の出資、これは各委員からも出されておるわけでありまして、関係方面から大幅な増資の要請があつたわけでありまして、今年度の予算では前年度と同じ百五十億円で、こういう出資にとどまつたわけでありまして、この程度ではたして十分かという問題について、私も非常に大きな疑問を持つております。たとえば、商工会の決議などでも、どうしても二百五十億は必

要だ、こういうふうな決議が出されておるようでありまして、今年度はさらに出資の増をはかる必要が出てくるのではないか、こういうふうに思ひますけれども、これに対する見通しといひますか、あるいはまた、いま現在で、今後の趨勢についてどのように考えておられるか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○駐政府委員 信用保険公庫に対しまして政府の出資は四十八年度が準備基金が五十億円で、それから融資基金として百億円、合わせて百五十億円でありまして、このほか四十七年度の年度末に、予備費でございまして、ドル対策関係で別ワクで四十億円の緊急出資が行なわれております。実質的には四十八年度分の出資とおとりいただけてつこうかと存じます。

全体の出資がどれだけになつておるかということとを申し上げますが、準備基金として四十八年度分を含めまして二百四十億、それから融資基金の關係は、四十八年度分を入れて約九百億ということとでございまして、千億以上の出資を政府としては行なつておるといふことに相なつております。仰せのとおり、今後ともやはり保険制度の基礎を固めるといふことが一つと、それから保険料の引き下げ、これを進めていくという意味で準備基金の増額につきましても前向きに通産省としてはぜひ努力をいたしたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 次に、担保の問題について少しお伺いをいたしたいと思ひます。

今回のドル対策といたしまして信用保険の特例措置がとられておるわけですが、これにしまして金融ベースに乗らないような打撃の大きな企業がなかなか実問題としては恩典を受けにくい、こういう実情にあらうかと思ひます。信用保証制度そのものが実際に末端で十分に円滑に利用されているかどうかというふうな問題と関連をしまして、この問題はそれぞれの委員からも角度を変えて出された重要な問題であります。そこで、ドル対策として保証する場合に、担保の評価について、たとえばその担保が百の値打ち

しかない、こういうふうな場合であってもそれ以上の融資を特別の措置として認めていく、こういうふうな考え方がないかどうか、この点をまず最初にお伺いしたいと思います。

○駐政府委員 担保を客観的に見て百のものをたとえ二百に評価できないかという点につきましては、これはやはり担保というものの性格上実行することは困難であろうと存じます。

信用保険制度と零細企業の金融の円滑化というものを一体どう両立させるのかというお尋ねがございましたが、この見地から、私も今回御提案申し上げております無担保保険制度及び特別小口保険制度を今後充実整備していくことが非常に大切だと存じます。特別小口保険につきましても、今回限度額を百万円まで上げておりますが、これは御案内のとおり、担保も要らない保証人も要らないという形で信用保証協会が保証をしてあげるといふ制度でございます。同一市町村内で一年以上事業をやっておるとか、いろいろそういう一応の歯止めはございますけれども、その条件に該当すれば担保を取らないし、保証人についても要求しないという形の制度で、零細金融についての保証をやつてやろうというわけでございます。

それから、無担保につきましては文字どおり無担保でございますが、担保は取らないけれども保証人は要求するという形に相なっておりますが、今回のドル対策につきましても、その際の保証人の取り方につきまして、保証人の一々の返済能力まであまり追及してまいりますと、制度が必ずしも円滑に動きませんので、そのあたりについては実際に即して弾力的に運用を行なうようにというふうにいたしておる次第でございます。

○渡辺(三)委員 八十万の限度を百万に上げた、こういう問題についても、これはわずかに二十万上がったというふうな問題もありませんし、それから、利用者にとっては、もっと百万をこすような額でもって、しかも相当早い時期から強い要請が行なわれてきておったわけでありまして、今回八十

万が百万になったということは、それだけの前進はあるにしても、必ずしも需要者の要望に十分完ぺきに應じておるといふふうにはいえないと思うのです。

そこで、私先ほどの御質問を申し上げたわけですが、普通の市中銀行の融資の場合、大体私どもの認識では、実際の担保の価値の二分の一、この程度の融資にしか応じておらないというふうな実態になっておると思うのです。ところで信用保証協会の場合は若干それよりはゆるやかではないか、こういうふうには考えますけれども、一体担保の価値基準というものをどの辺に置いておるのかが信用保証協会の場合の実態だろうか、これは若干はゆるやかではあるけれども、市中銀行の場合とそう大きく変わっていないのではないかと、こういうふうには私共から考えておるわけなんです、その辺ひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○駐政府委員 担保を出して金を借りるという場合に、十分な担保があれば当然それをまつすぐ銀行に出すわけであります。信用保証協会にわざわざ保証料を払うという必要はないわけでございますが、そういう場合には保証協会を中小企業は利用するのが現状でございます。そこで保証料、担保は取りませんが、無担保保険など担保を取らずに保証人だけでやるというふうなことをいたしております。たとえば、近代化保険でありますとか、普通保険とか、公害防止保険で取ります際にも、担保物件の評価そのもの、土地の評価にいたしまして、なるべく時価に近いところで保証協会では評価をするというところに金融機関と違った一つのメリットがあるわけでございます。

それからもう一つ、掛け目のお話がございました。掛け目につきましては、銀行の場合に相当きびしいというお話がございましたが、それでは信用保証協会の場合には何掛けであるかということをおらうとここで私申し上げるだけの準備がございませんが、銀行ベースの場合よりも相当に有利

な掛け目です。それぞれの協会が運用しておるといふことは事実だと存じます。今後特にドル対策につきましても、そういう従来の運用の上になお弾力的に評価なり掛け目を行なうように、それから担保の設定順位につきましても、保証協会の場合にはひとつこの際大いに弾力的にという、このあたりを強く指導しておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 一般的にはいままでもそういう指導をしてこられたと思えますけれども、実際私どもが地方において資金を必要とする人々のいろいろな具体的な相談を受けて保証協会との折衝などを現実的にやってみる場合に、いまの問題が、いま長官がおっしゃるような形にばかりはなっていないような面があるように思われます。したがって、この点についてはさらに一そう指導の面も強化をしてもらいたい、こういうふうには考えるわけであります。できるだけ目一ぱいの評価をして、この制度がほんとうに資金を必要としているそういう業者、これに十分に引き渡すように配慮を強く要望しておきたい、こういうふうに思うわけであります。

それから、先ほどの問題に関連しまして、保証人の問題についてもお答えをいたしておるわけですが、これもまたここで一般的に議論されているように円滑にはいっていないのが実情ではないか、こういうふうには思うのであります。もちろん保証協会といえども、極端な表現ですが、全然信用できない保証者をもって資金を回す、こういうふうなことはできないというふうなことは私も常識的にはわかります。しかし、これに対する諸条件があまりにきびし過ぎますと、この制度本来のせつかつの趣旨というものが生かれないというふうな面がありますから、この点についても担保の点と同じように十分な配慮をしてもらいたい、こういうふうには考えております。これはお答えをいたしたくなくともけっこうであります。

次に、これは午前中の質問に答えられて出ておったようでもありますけれども、各都道府県あるいは市の信用保証協会、これらの保証料率のばらつき

の問題であります。私も一応の資料を手元に持っておるわけでありまして、年々若干ずつ料率の引き下げは平均して行なわれておりますが、それでもなおかつ、全国的に見ますと料率に非常に大きな違いがあります。こういう点については、一定の指導基準というものを示しておられると思えますけれども、できればその指導の具体的な中身あるいは一つの基準の出し方、こういうふうなものについて具体的に答えをいただきたい、こういうふうに思います。

○駐政府委員 具体的な数字を示した指導を現にやっておるわけではございませんが、中小企業庁といたしましては、御指摘のように、他に比へまして割り高の非常にある保証協会個々ににつきまして内容を検討いたしております。この保証協会というのは、歴史的にはそれぞれの自治体で県の金等を中心としたもので、制度化されたわけではございませんで、猪足のときからのいろいろな違いもございまして、その後における県からの助成の程度の違い、地元金融機関の協力の度合いの違い等もいろいろございます。

そこで、そこらの実態をにらみながら、なおかつ、やはり高過ぎるところはどうしても下げてもらいたいという強い要請を出しておるわけでございます。少なくとも何%以内にするというところまでは、なかなか保証協会の性格もございまして、国としてちよつと及びかねる点もございまして、一つは融資基金の融資のやり方といたしまして、現在相当保証料が高いけれども、県もひとつ出捐などをこの際相当額ふやして、そしてかなりの程度保証料率を引き下げるといふ方針を明らかにされました保証協会に対しましては、保険公庫が政府から受け取ります出資などからの融資基金というものがございまして、この融資基金の配分にあたつてその点を十分配慮して、政府としてもそれを援助していくというふうな形で、間接でございますけれども、著しく高いものの平準化という方向でずっと努力をしておるわけでございまして、四十八年度の保険融資基金の配分におきまし

でも、この点に重点を置きまして配分を行ないたいと考えております。

○渡辺(三)委員 大部分すでに質問された内容と関連し、あるいは重複をしておりますから、私はここでやめたいと思いますが、いまの問題、これは融資基金の援助などをもって平準化をできるだけにかつていく、こういう点についてはわかりません。そうしますと、いまの長官の御答弁でありまして、たとえば各県の保証協会で取り扱っております融資の総額、こういうふうな額に見合った形で、この場合にはこの程度の保証料率が望ましいのではないかと、一定の数字を明確に出さないまでも、一つの基準というふうなものはお持ちになっていないのでしょうか。そういうものを指導するまではなされていない、これは各都道府県に自主的にまかしているのでしょうか、その点もう一べんお聞かせいただきたいと思っております。

○駐府委員 全般的に申し上げますと、東京、大阪のように相当大きな規模で保証業務を行っております協会で、非常に小規模で行なっております保証協会に比べて、保証料率が割安ということになっております。これは件数も多いし危険の分散もできるということが実情であります。それからまた、所在の県あるいは地元、地方銀行等も援助をする体制が相対的に強いということもございます。

そこで、申し上げましたように、融資基金の配分にあたりましてそのあたりの平準化を考慮しておるわけでございますが、過去四、五年の間に全体として保証料が、その融資基金の配分及び県当局における出捐金の増加あるいは県自体からの特別貸し付けの増加等ございまして、五、六多下がってきております。これは全国平均してここ五年ばかりの間に五、六多下がっておりますわけでございます。その過程におきまして、非常に大きく割り高になっておりましたところというのは解消しております。一番問題になりますのは普通保険でございますけれども、この普通保険につきまして

も、きわ立って高いという県は今回はなくなりまして、一・四多超というふうなところは今回は全部なくなる、全部一・三多以下というところで勢ぞろいをするようにしたというものが実情でございますので、上下の開きが急速に縮みつつあるということは申せるかと思っております。今後、全国一本ということはお説としてあるのでございしますが、なかなかそれでもできませんが、極力上下の差をさらに縮めるような方向で県にもお願いをし、私どもも援助をいたしたい、こう考えております。

○渡辺(三)委員 終わります。

○田中(八)委員長代理 近江已記夫君。

○近江委員 前回のドル・ショックの影響につきまして、業種別、産地別に見ましてその影響度、業種、産地のとった対応策、政府のとった緊急対策の効果等についてどのように政府は調査なさっておるか、お伺いしたいと思っております。

○原山政府委員 前回のドル・ショックに対して政府がとった措置というふうな御質問でございますが、まず緊急融資としまして千八百億円の融資をした、それから信用保険の特例で一萬三千件の認定をしてこれを行なったという点につきまして先生御存じのとおりでございます。

各産地ごとという対策をとったか、こういうふうな御質問でございますが、たとえば神戸のケミカルシューズというふうな例をとりますと、これは内地の八十社以上あった輸出業者が現在五社くらいになっております。それで全体の出荷額は以前とほとんど変わらなない。これは内需の開拓、特に女性のパンタロンブームに乗りまして底高ヒールというものを開発しまして、むしろ内需にシフトするようなことでこれを切り抜けていっております。

また、秋田のクリスマス電球等の例を見てみましても、これは八社で共同出資会社をつくって韓国に進出している、あるいは電気関係の部品の下請に入っているというふうなそれぞれ対応策をとって、非常に中小企業のバイタリテイ

ー、小回りを生かしまして乗り切ってきたということが言えるかと思っております。

○近江委員 今回の場合、前回の影響を受けたこれらの業種、産地について、新たにどういう影響を受けるのか、輸出契約状況、受注残高、問屋の支払い状況等について、政府として把握なさっている点についてお伺いしたいと思っております。

○駐府委員 第二次のドル・ショックによります影響調査は、九十八産地についてドル・ショック直後に実施いたしました、相当重大な影響が出るといふようにそれぞれの産地で判断をいたしておるといふ事実を掌握いたしております。つまり二百六十五円レートの場合について、四十七年に比べて九十八産地では輸出が二一多ほど減るであろう、四十八年度では六多ほどの輸出の増を産地では見込んでおりましたので、その四十八年度見通しに對しましては二六多減るということでございます。なお、二百五十五円というふうな著しい切り上げ相場になりました場合には四〇多程度の大きな減が避けられないという報告を得ております。

これらは輸出の比率の非常に高い産地でございますから、中小企業全体として見れば必ずしもこのところまでいくわけではございませんが、集中的な影響を受けるであろうと思われる九十八産地については深刻な影響があるということを憂慮いたしております。

その後におきます輸出の成約状況は、ショックのありました二月にはフロートの状態が非常に激しくして為替が著しく変動しておりましたこともありまして、六〇多以上の産地で成約が全然なかったという実情にございまして、三月に入りましてからは漸次成約ができてくるという状況でございます。九十八産地のうちで報告を出してまいりました約六十産地の中で、一割に当たります六産地ほどが三月も引き続き成約が結局まとまらなかったというところを報告しておりますが、残りの産地につきましては成約が漸次できてくるということでございます。ただし、円ベースでの輸出

単価というものは若干昨年同期よりも現在のところフロートのせいがありまして低くなっておりまして、今後輸出ドル価格の引き上げ交渉というもののどこまで成功するかということが産地としても最大の関心になっておるといふのが現状でございます。

以上でございます。

○近江委員 前回のこの輸出関連中小企業のうち約一萬三千四百ですか、企業を認定しておるよう聞いておるわけですが、この輸出関連企業の中の程度で認定したことになるのか。また、今回の認定基準は前回と同じであるかどうか。業種別、産地別に見ますと、指定は前回よりどのくらいふえるのか、お伺いしたいと思っております。

○原山政府委員 産地指定、業種指定には二つございまして、金融面と法律面であります。法律面は、主として信用保険をねらった指定でございます。金融面につきましては、前は輸出比率がおおむね三〇多という産地、業種を指定いたしました、今回は輸出比率を下げまして二〇多という程度までこれを拾っていくということで、現在すでに指定しまして充足しておるところでございます。

なお、今後の問題でございますが、今後法律改正をしていただきまして新たに指定する場合でございますが、この際につきましては、金融面にあわせまして、前回とは同様にございまして、二〇多の輸出比率を持つ業種、産地を指定していくつもりでございます。

なお、この企業が全体の輸出企業のうちどのくらいかというふうな御指摘でございますが、先生御存じのように、中小企業全体で輸出比率はどのくらいかと申しますと平均大体八多程度でございます。ただし、その二〇多の業種、二〇多の産地に入る企業であれば、極端にいえば輸出比率ゼロのものでも指定の対象になり得るわけでございます。その理由は、内需のほうに輸出業者が転換しまして内需に迷惑をかけるというふうな点を救うために、業種として見て、産地として見て入って

おれば、被害を受ければこれを指定していくという方針をとっておるわけでございますので、その面から考えますと、実際に被害がある企業については相当程度、ほぼ大体拾っているのではないかと、このように考えているところでございます。

なお、下請につきましては、輸出に密接に関連があるというふうな点でこれを読み込んでいきまして、指定の対象にしたいというふうなように思っておりますのでございます。

○近江委員 こうした指定の問題につきましては、漏れのないように政府としてよく見ていただきたい。この点を特に要望しておきます。

それから、事業転換につきましては中小公庫あるいは国民公庫の利用実績が非常に低いじゃないかというところがよくいわれておるわけですが、この理由は一体何ですか。

○厚山山政府委員 確かに先生御指摘のとおり、中小公庫及び国民公庫における事業転換貸し付けの実績は非常に低うございます。これにつきましては、私も、前回のショックの段階においては、事業全部を転換して乗りかえていくという機運はまだあまり強くは醸成されてなかったというふうなことがあるのじゃないかというふうに思っております。今回のショックにおきましては、企業においては相当意欲的に転換をしたいというふうな機運が盛り上がりつつあるものと思っております。で、相当利用実績も出てくるんじゃないかというふうなふうに思っておりますが、この点について条件を緩和いたしまして、できるだけ利用を促進したいというふうに思っておりますのでございます。

○近江委員 この条件緩和ということをおっしゃっておられるわけですが、せっかくこうやって組んでおられるわけですから、これが利用されないというのとは、やはり政府のそういう指導というものが不足しているんじゃないか、こういう点をひとつ政府としても反省をして、組んだ以上はそれを有効に使って、中小企業が一步前進をできるように十分努力をしていただきたいと思っております。

それから、今回の影響によってどのくらいの事業転換の希望者が出てくるか、見ておられるのか。また、これらの企業者に対して、転換先の業種設定あるいは高度化等についてどういう方法で指導なさるのか、これについてお伺いしたいと思っております。

○近江委員 転換を希望する企業は、今回のドル・ショックが、第一次ショックをひどく受けた、特に一部の産地に集中的に影響するであろうというところから、それらの産地において相当数の企業が製品の高付加価値あるいは既存の技術を活用した成長性の高い製品の生産等に向かうという計画で検討を開始するものと見ております。何百企業になるかというふうなところまではまだわかりませんが、現在申し上げました特に関心の多いと考へられます四十の産地につきまして、通産省と県とで一体となりまして、コンサルティングチームを派遣して、今後の方向についての一つの検討案を示すということに取りかかっておりますので、これが進むにつれて御指摘のような点も漸次判明いたしてくると思っております。

いづれにいたしましても、第一次ショックのものと相当数の転換が企業の自主努力もあって行なわれたわけではございますが、今後これがふえる方向にあると思っております。やはり政府としては指導、助言ということを行なう、同時にいま部長から申し上げました政府関係機関からの融資の諸条件というものの内容の改善、強化をはかるということで、誘導と助成の二つで転換が円滑にまいりますように前向きに努力をいたしたいと思っております。

○近江委員 誘導、助成ということばはいいんですけれども、その助成も弱いし、あるいは誘導にしましてもなお一段と弱い。そういうチームをつくっておるといふことをおっしゃっておられるわけですが、ほんとうに政府としてのどれだけのビジョンを持って、具体的なものを持っておるかということになってきますと、それはよく相談して考えましようという、やはりそういうようなことばが端々に出てくるわけですよ。だから、この辺はもっと強化していただく必要があると思うのです。

○近江委員 長官、そう思われませんか。

○近江委員 全く同感でございます。通産省といたしましては、中小企業庁を中心としたしまして、繊維雑貨局とか重工業局とか関係の局もございいますので、先ほど大臣からの御答弁にもございましたように、通産省の組織をあげまして、今後これら転換を要する企業の向かうべき道についての通産省としてのビジョンというものの検討を進めるといふことでまいりたいと存じます。その方向に向かって、中小企業庁といたしまして、省内で中心的な役割をになうわけでございますので、十分努力をいたしたいと思っております。

○近江委員 それではひとつことばだけではなく、そうした点について十分努力をして実のあるものにしていただきたいと思います。

それから、前回のときの附帯決議の第一項にあります「事業の転換又は縮小を行なうものの特定の設備に対する買上げ措置」について附帯決議をつけたわけですが、その後どういう措置を講じられたのか、また、特に今後この事業転換がふえることが予想されるわけですが、特定設備に対する買上げについてどういうことを行なおうとなさっているのですか。

○近江委員 事業転換に関する附帯決議に基づきまして行なわれた具体的な措置は、中小企業振興事業団からの八割無利子の融資制度を創設いたしました。それによりまして設備の廃棄に対して助成を行なうという制度が新たに設けられたというところが最大の点でございます。この点につきましては、実績というものはまだほとんどあがっておりませんが、実際に申請が出てきたのは二つでございますが、うち一件だけ、約七千万円程度の融資が実行されて、もう一件が目下審議対象になっておるといふ状況でございます。

○近江委員 この制度ができて実際に動いたのは一件だけである。無利子か知らぬけれども、やはりこれは返さなければならぬわけですね。政府も非常に少ない資金の中で努力をしている苦勞もわかるわけですが、やはり事業転換というふうなことをいっても、また縮小というふうなことをいっても、やはり設備というものが一番ひっかかってくるわけですよ。ですから、やはりこの辺のところは政府として、中小零細業者が生きて道を求めて一生懸命やっておるわけですから、もう少し実際に力を入れてもらわないと私は困ると思うのです。これは今後もっと努力しますか。

○近江委員 大臣からの当委員会での御答弁でも、この問題について事務局によく検討させますという御答弁があったわけでございます。私どもよく検討させていただきますが、念のために申し上げますと、事業転換を必要とする企業や産地でも、かりに、政府が買上げまして、ほとんど買上げの対象として金目にならぬような、たいてい設備のない、そういう業種というふうなものも多々ございますし、設備に対する助成をどうするかという問題とあわせて、転換するための前向きに必要な新しい設備資金、運転資金、これが金類的にも当然中心になるわけでございます。この前向きのほうについての条件改善というものも、私も、私どもは十分念頭に置いて総合的に検討をする必要があろうと存じております。たとえば設備の買上げの問題につきましても、大臣の御答弁どおり検討をいたします。

○近江委員 それから、この事業転換に際して既存業者との競合の問題が出てくると思うのですけれども、この回避についてどういうふうに考えておられますか、この点についてお伺いします。

○近江委員 事業転換の場合に、やはり成長性の高い分野に転換をしていくということが当然のねらいでございます。そこでいたずらなる競合が起こるということではまた共倒れになりますので、大臣も先ほど御答弁になりましたが、通産省としても個々の産地ごとに現在診断を進めておるわけでございますけれども、たとえば具体的にどのような電子部品なり機械部品なりが将来性があるか、まだまだ伸びる余地がある、転換企業がニューエントリーとして入っても余地があるかという点については、通産省をあげまして十分検討

の上、それぞれの産地にもアドバイスをする、そのために省内で十分の体制を整えまして検討をして情報を与える、これが一番大切だろうと存じます。その場合に、たとえば一部の産地でできないような後進国への企業進出というふうな問題を含めまして、広い視野で国際分業の観点も含めまして行なっていくというふうに考えたいと思っております。

○近江委員 最近、地方自治体におきましても、非常に住民のそうした意思を尊重してどんどんやるうとして努力しておられるわけですが、非常に財源不足である。やらなければならぬことは中小企業、需細企業対策をはじめとして住民の福祉を考えていくと、もう非常にたくさん問題があるわけですね。そういう点で、この都道府県の財政に対する助成対策、これは政府全体で考えなければならぬ大きな問題でございまして、この問題について長官、そして大臣は、どのようにお考えであるか、お伺いしたいと思うわけです。

○駐政府委員 中小企業の指導行政というのは、今後金融、税制上の助成措置と並びましてきわめて重要に相なるわけでございます。通産省では、明年度約十一億円の予算を組んでおりまして、これを都道府県に對しまして補助金として交付するというによりまして診断指導を県の手でやってもらうという措置を行なっております。このほか、御案内のように、商工会議所、商工会に對しましての五十数億円の予算計上によりまして、その面からも個々の企業に對しましては各種の指導助言というを行なっていくことを考えておるわけでございます。

県に對しまして、単にドル対策だけの問題ではございません。いろいろな産地なり企業なりあるいは商店街とか、こういうものが今後やはり近代化を年々続けていくということが中小企業の発展、ひいては国民経済の発展のため不可欠でございます。十一億円の予算を今後をもっともつとふやす体制を強化するというに努力をいたします。

○中曾根國務大臣 先般も府県の商工部長会議を開きまして、ドル・ショックの影響について各地域別の影響等もよく聴取をいたしました。やはり第一線で親身のめんどろを見てもらえるのは市役所とかあるいは府県でございまして。通産局も、もちろん本省の指示を受けてその方向を伝えたり、資金のめんどろを見たりいたしますけれども、一番実情がわかっていられるのは何と云っても府県だろーうと思ひます。そういう意味において、府県及び信用保証協会というふうなものを大事にいたしまして、緊密な連絡をとって府県のイニシアチブを尊重いたしまして中小企業対策を兼ねて進めていきたいと思ひます。

○近江委員 そうした対策で十数億円というふうな、これは実際全国に分けますと非常にわずかなんですね。先ほど申し上げましたように、こういう自治体でいろいろやらなければならぬことは山積しておるわけですね。そういう中で、中小零細のこういう問題を第一線でめんどろを見ていかなければならぬわけですね。ところが、やはりこういうふうな低い金額である。こういうことでは、ほんとに都道府県にさらにそれをし寄せしていく、ひいてはそれがまた実際に中小零細に思ふだけのことか手当てができないということになると思ひます。ですから、この点はひとつ大臣ももっと強力に展開していただくように強く要望しておきます。

それから、今回特別小口保険の付保限度額を八千万円から百万円に引き上げることにしておるわけですが、この辺についてはもっと上げる必要があるのじゃないか。上げないよりそれは上げたほうがいいのですけれども、もっと上げる必要があるのじゃないか。この辺についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○駐政府委員 特別小口保険は百万円に上げるわけでございますが、実情を申し上げますと、四十六年度で平均大体五十二万円程度の水準でございまして、片一方、国民金融公庫は、零細金融を専門に行なっておりますが、従業員五人ないし二人以下という零細企業に対する貸し出しの平均が八十万円を若干上回る程度、八十五万円程度というふうになっております。また、信用保証協会の中で十数協会が八十万円以上の額を定めておる、県独自で保証を引き受けておられる実情に実は今日ございまして、その平均の保証承諾額で九十四万円程度というふうになっております。私ども、とりあえず四十八年度においてこれを百万円にせひ改正したいということで、四十六年に商工委員会で百万円に引き上げるべしという附帯決議をしようだいておりましたこの線の実現に努力をしたわけでございますが、今後零細金融の円滑化という見地から、保証の実情、金融の実情等を絶えず十分注意いたしまして、十分検討をさせていただきます。

○近江委員 同じような問題ですが、ドル対法では、輸出関連中小企業者に対する特別として別ワク四百五十万円を設けることにしておるわけですが、通常の付保限度額も同じように引き上げる必要があると思ひます。この点についてはどうですか。

○駐政府委員 ドル対関係につきましては、今回の緊急事態で相当無担保による大口の融資申請があるだろうということで、先ほど大臣も御答弁になりましたように、当委員会の御意向をよく体して検討するという御答弁があったわけでございますが、一般の基本ワク三百万円につきましては、現在のところ、その約四〇〇〇から二百二十万円程度が平均の利用実績にも相なっておりますというふうな事情もございまして、各県におきまして、特別小口のように限度額の保証制度というものにまだ至っておらないいろいろな点もございまして、四十八年度の改正におきましては三百万円に判断いたしましたのが実情でございます。

○近江委員 平均がこのように低いから、そこまできていないからいいというように聞こえるわけですが、都道府県で八十万円上でやっております。こういうところは平均九十四万円と出ておるわけ

ですね。額を上げていけば平均額だってそれだけ上がっていくわけですよ。現在平均額は低いから、そこまできていないから上げる必要はないというのはおかしいわけです。その点、どうなんですか。

○駐政府委員 特別小口の場合には、現在の限度額八十万に對しまして五十二万、六五〇〇の平均水準になっておりますから、その六五〇〇の上下に個々のものが散っておりますと御了承いただきたいと思ひます。無担保保険の場合には、三百万円に對して、その四〇〇〇の水準である百二十万を中心にして散っておりますこと、かなりの違いがございまして、それから件数的に見ましても、現状におきましては、特別小口保険のほうは、五千万円から八千万円の間の件数というのが三〇〇近くございまして、無担保の場合には、二百万から三百万というのはいささか一〇〇〇であるというふうな実情にございまして、これは利用の現状がそうなるというところでございまして、今後そういう利用の実績を十分見まして、絶えず零細企業金融の円滑化をはかるといふ見地から検討してまいるという姿勢でございまして。

○近江委員 この普通保険につきましては、付保限度額が、個人二千五百万から三千五百万、組合五千万から七千万に引き上げられるわけですが、これも三千五百万でいいのかわかると、この根拠は大体どういふことなんでしょうか。

○駐政府委員 普通保険というのは、一番広く使われておりまして、保険の全体の実績の約六五〇〇程度が普通保険でございまして、これは中小企業の中で相当大きなところも設備資金等に使用し、産地の組合などもまとめて銀行から金を借りるという場合にも使つていくことで、非常に大口のものも対象になり得るわけでございます。そこで、非常に大づかみな計算で恐縮でございますが、個人企業統計によりまして中小企業者一人当たりの借り入れ残高を見ますと、四十五年で平均ですと二千五百万円をこえておるといふ実情にございまして、四十年代におきます平均の伸

び率で伸ばしてみますと、個人企業統計は四十八年の数値が大体三千五百万を若干こえるくらいの数値になるわけでございます。

なお、信用保証の需要のほうも先ほど申し上げましたが、中小企業の中でも比較的規模の大きいところ、あるいは産地組合としてまとめた組合需要というふうなものが漸次大口化しております。二千万をこえたような実績のものが漸次増加しておりますので、このあたりも勘案いたしまして三千五百万円というふうないたしましたわけでございます。

○近江委員 こういう点も、さらに引き上げをよく検討していただきたいと思うのです。

それから、この近代化保険につきまして、中小公庫の近代化貸し付けワクは年々拡大されておるわけですが、この付保限度額が据え置かれておるわけですか。この点矛盾しないかどうかです。

それから二つ目は、他種の保険に比べて、特に利用実績が低いと思うのですけれども、その原因は一体何であるか。

三点として、今後引き上げる必要があると思うのですけれども、それに対してどう考えておられるか。この三点について伺いたいと思います。

○駐政府委員 中小企業金融公庫の近代化促進貸し付けでございますが、現在これを引き上げの方向で実は検討いたしております。現在の限度額が八千万円でございますが、四十七年度の実績ではかなり高い平均でございます。五千三百万円という水準になっておりますし、貸し付け残高が七千万円をこえておる企業も相当数ございますので、これを引き上げることが必要であると考えております。

片一方、近代化保険でございますが、四十六年度一年間の実績でございますが、七百万円の平均実績であり、全体の約九割が二千万円以下というふうな実績でございます。普通保険や特別小口ににつきましては、相当数の県の協会がいわゆる限度超の保証制度をそれぞれ自主的に設けておられますが、近代化保険につきましては、これは借り入

れの件数等もまだそう多くないというふうな実態も反映してかと存じますが、そこまですだいいないというふうなこともございまして、今回のところは、これは据え置いたわけではないか、こういうふうな判断をしたわけでございます。

○近江委員 この信用保証協会につきましては、協会の所管大臣と通産大臣の共管になっておるわけですが、中小企業庁はこういう権限があるかというところであります。特に中小企業庁は協会に対してどういう行政指導ができるのですか、この点について伺いたいと思います。

○駐政府委員 法律上、監督権としては財政当局である大蔵省と通産省とが完全な共管に相なっております。

具体的に通産省で行なっておる監督でございますが、今回のドル・ショックの際にも、直ちに通産省を出して実施いたしておりますように、その運営の基本でございます担保、保証人の問題あるいは今回四月に行ないました保証料の引き下げの問題等の重要な点について、個々の協会に対して十分な行政指導に今後ともつとめたいと思っております。同時に、それが実現されますように、保険公庫から各県の保証協会に対します融資基金の充実等の面につきましても、これは通産省の責任において今後ますます努力をし、実績をあげてまいりたい、かように考えております。

○近江委員 もうだいぶ時間もきておるようでありまして、最後に一つだけ聞きたいと思っておりますが、無担保保険を例にとってみますと、無担保、有担保証人で保証しておる協会もあり、無担保、有担保証人で保証しておる協会もあるわけですか。この信用保証法第三条の二に、無担保保険は「その保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させない」とあるわけですが、このカッコ内は保証人の保証は必要なのだと読めるわけですが、法解釈はどうなっておるか明確にしたいと思いますが、ということが一つです。保証人の保証はともとらなくてもいいということであれば、現在保証人の保証をとらないでやっている協会もあるわけ

でありますから、中小企業者の保証受益の均等化をはかる見地からカッコ内を、保証人の保証を含むと修正することが必要であると思っておりますが、この点については、どうお考えですか。

○駐政府委員 現行法の上では、厳密に申し上げますと、無担保保険については担保をとってはならないということに相なっております。具体的な業務のやり方につきましては、各県の保証協会ごとによりそれぞれ業務方法書なり細則で定めておるわけでございます。実はこれには長い歴史もあるわけでございます。法律的には担保をとってはならないということでございます。保証人について積極的にとらなければならぬという規定があるわけではございません。ただ、保証人もとらずに無担保保険を使っておるというのはごく一部であるのと私どもは承知をいたしております。無担保保険の付保残高に對しまして、せいぜい一、二割程度のものでございまして、まだごくごく一部の状態であると考えております。保証人の問題を法律上どう扱うかという問題は、こういう実態もさらによく検討させていただきまして、その上で慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

○近江委員 最後にこれで終わりますが、こうした四の再切りの問題であるとか、あるいは最近のこうした過剰流動性の吸収ということ、金融引き締め等も窓口規制等でやられるようになったわけではあります。とにかくどこでどうなのかかわかりませんが、中小や零細にそういうしわ寄せが来るといふようなこともありまして、これから先行き金融等におきましても、中小、零細が非常に心配な点がたくさんあるわけでございます。こういう点、今後金融等におきましても、やはり政府としても中小、零細にもろにかぶらないように特段の配慮が必要じゃないか、私はこのように思うわけですが、金融その他税制等もいろいろございまして、けれども、そういう点も含めてまとめて大臣に、今後の中小、零細企業に対する姿勢または決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○中曾根国務大臣 通貨調整に伴います中小企業

の苦難にいたしまして、金融、税制あるいは事業転換その他万般の措置につきまして、いろいろ御意見を休して遺漏のないように努力をいたします。

○田中（六）委員長代理 以上で両案に対する質疑は終了いたしました。

○田中（六）委員長代理 これより中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中（六）委員長代理 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中（六）委員長代理 次に、本法律案に対し、稲村佐近四郎君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村（重）委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業金融の円滑化を図るため、無担保保険の付保限度額の引上げを検討すること。

二 各種保険の保険料率の引下げについてさら

に検討するとともに、特に公害防止保険の保険料率の引下げを図ること。

三 信用保証協会の保証料率の引下げについて指導すること。

本決議案の各項目の詳細につきましては、当委員会の審査を通じて十分御理解いただけるものと存じますので、この際、省略をさせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田中(六)委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中(六)委員長代理 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○田中(六)委員長代理 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、稲村近四郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第一項の改正規定中「四百五十万円」を「五百五十万円」に改める。

○田中(六)委員長代理 この際、修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光

第一類第九号 商工委員会議録第二十一号 昭和四十八年四月二十五日

君。

○中村(重)委員 たいだいま提案いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、私からその趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、すでに委員各位のお手元に配付いたしておるのとおりであります。

御承知のとおり、輸出関連の中小企業者は、前回のドル・ショックから十分立ち直っていないうちに、行なわれた今回の円の変動相場制移行により再度の打撃を受け、深刻な影響をこうむっております。これらの輸出関連中小企業者にとりましては、今後の金融引き締め基調の中で金融の円滑化をはかることが最も重要な問題であります。

改正案におきましても、輸出中小企業関連保証の特例において、無担保保証は付保限度額を別ワク四百五十万円に引き上げておりますが、さらに引き上げをはかることが必要であると考えられますので、付保限度額を五百五十万円に修正するよう提案した次第であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田中(六)委員長代理 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○田中(六)委員長代理 これより討論に入るのでありますが、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、稲村近四郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中(六)委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中(六)委員長代理 起立総員。よって、本案は稲村近四郎君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○田中(六)委員長代理 次に、本法律案に対し、稲村近四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 たいだいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行にあたり、今次の国際通貨情勢の変動により輸出関連中小企業者が深刻な影響を受けている事態にかんがみ、次の諸点について速やかに適切な措置を講ずべきである。

一 業種及び産地の指定並びに中小企業者の認定について弾力的運用を図り、輸出関連中小企業者ももれなく対象となるよう努めること。

二 中小企業振興事業団の助成対象となる設備共同廃棄事業の要件を緩和するとともに、個別に事業転換を行なう中小企業者の設備の買上げについてさらに検討すること。

三 政府関係中小企業金融三機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

四 政府系中小企業金融機関の貸付手続きの簡素化を図るとともに事務処理体制の整備拡充に努めること。

以上であります。

本決議案の各項目の詳細につきましては、当委員会の審査を通じて十分御理解いただけるものと存じますので省略させていただきますが、せっか

く各般にわたり中小企業施策の拡充をはかりましたも、個々の中小企業者、特に地方の零細企業者は、具体的な中小企業施策に対する認識が必ずしも十分ではない実情でありますので、この際、施策の普及徹底について特に配慮するよう政府に注意を喚起しておきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田中(六)委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決に入ります。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中(六)委員長代理 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、西附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商大臣 たいだいま御決議になりました二つの附帯決議に対しましては、その御決議の趣旨を尊重して万全の措置を講ずる考えでございます。どうもありがとうございます。

○田中(六)委員長代理 おはかりいたします。

西案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中(六)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中(六)委員長代理 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

二七

商工委員会議録第十七号中正誤

ページ 段行 誤 正

一 四 三 だけ わけ

七 四 三 公職 公取

八 一 七 (中村)重(委員) 中村(重)委員

二 一 五 最初の 最近の

三 四 三 射てくる 射ておる

同 第十八号中正誤

ページ 段行 誤 正

四 三 二 都道府県知事 都道府県知事

九 三 四 原因 原因

一〇 一 五 法律なんか 法律なんか

昭和四十八年五月四日印刷

昭和四十八年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局